

平成24年知立市議会12月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成24年12月13日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

明石 博門	田中 新	稲垣 達雄	高木千恵子
池田 福子	佐藤 修	坂田 修	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	清水 辰夫
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	中村 明広
健康増進課長	岩瀬 晴彦	市民部長	竹本 有基
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	平野 康夫
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第58号	知立市中小企業振興基本条例	審査未了
議案第59号	逢妻衛生処理組合規約の変更について	原案可決
議案第60号	平成24年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第61号	平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第64号	平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第65号	平成24年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
陳情第21号	介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書	採 択
陳情第22号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書	不 採 択
陳情第25号	安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第26号	後期高齢者医療制度の廃止、患者負担の軽減および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第27号	介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第28号	安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	〃

陳情第29号	公立・公的病院の充実、地域医療の再生・充実などを求める意見書の提出を求める陳情書	不採択
陳情第30号	「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」に関する差別禁止部会の意見書」を踏まえ、障害者差別禁止法案の策定および審議を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第31号	任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第32号	生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第33号	福祉医療制度等を守るため愛知県へ意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第34号	県民医療を守るため愛知県へ意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第35号	愛知県後期高齢者医療広域連合へ意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第36号	商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充に関する陳情書	採 択
陳情第37号	「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情書	〃
陳情第38号	愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続・拡充する意見書の提出を求める陳情	〃
陳情第39号	福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情	〃

午前10時02分開会

○明石委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は23件、すなわち議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第64号、議案第65号、陳情第21号、陳情第22号、陳情第25号、陳情第26号、陳情第27号、陳情第28号、陳情第29号、陳情第30号、陳情第31号、陳情第32号、陳情第33号、陳情第34号、陳情第35号、陳情第36号、陳情第37号、陳情第38号、陳情第39号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第21号、第22号及び第25号から第35号、第36号、第37号、第38号及び第39号の件につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分です。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、陳情第22号及び第25号から第35号の提出者代理の西村さん、説明席にお座りください。

西村さん、陳情第22号及び第25号から第35号の趣旨説明をお願いします。

○西村秀一氏

本日は、陳情趣旨説明を述べさせていただく機会を設けていただき、ありがとうございます。

私は、愛知県社会保障推進協議会事務局次長の

西村秀一といいます。愛知自治体キャラバン実行委員会では、今回提出させていただいた陳情書のように、毎年県内全ての自治体に、介護、福祉医療など、社会保障施策の拡充を求めて陳情書を提出し、当局とも懇談しています。

この間、子ども医療費助成拡大、ヒブワクチンなどの任意予防接種への費用助成など、幾つかの福祉施策の拡充をいただき、ありがとうございます。

去る8月に国会で決められました、いわゆる社会保障・税一体改革法、その中の社会保障改革推進法は、社会保障のあり方として自助・共助を中心として、公助はそれを補足するものとして位置づけました。国は、国民の生存権を保障する義務があるとする憲法第25条から大変逸脱した大きな問題を含んでいます。こうした法律がそのまま実施に移されていけば、社会保障への国の責任が放棄され、そのしわ寄せは地方自治体と住民に押しつけられる大きな問題を含んでいます。本日は、こうした動きも踏まえ、多項目にわたる陳情項目の中で、特に力を入れていただきたい点をお話しさせていただきます。

第1に、陳情第22号の介護・福祉・医療についての要望です。まず、福祉制度の存続・拡充については、愛知県が2014年度から見直し・縮小を検討しています。しかし、子ども医療費の無料化を例にとってみても、私たちは18歳年度末まで要望しています。県内でも、東郷町、飛島村、設楽町、南知多町などで既に実施されています。愛知県の基準は、入院は中学卒業までですが、通院は義務教育就学前までで、県内全ての自治体が、特に通院も対象としていることで、県基準を上回っています。愛知県は見直すことは、せめて通院も中学卒業まで対象とするなど、拡充こそが必要です。

陳情第33号の件につきまして、知立市では9月に愛知県への福祉医療の見直し反対の要望を採択していただき、ありがとうございました。あわせて、知立市におかれましても、引き続き、県の見直しに反対するとともに、子ども医療費の18歳までの拡大を検討いただきますようお願いいたします。

次に、国民健康保険が深刻な危機の状態にあることは私たちも十分認識しています。最大の理由は、国が国民健康保険の負担金を大幅に削減したこともあり、国保収入に占める負担割合はかつては5割を超えていましたが、今では24%に低下しています。国庫負担をもとに戻すことを強く私たちも求めますが、そうしたことを前提にしつつ、知立市において一般財源からの繰り入れによる次のような負担軽減の検討・工夫をお願いします。

18歳未満の子供については、均等割の対象としない、もしくは軽減を図っていただきたい。社会保険では子供が生まれても、健康保険の家族に新たに加わっても保険額は変わりません。ところが、国民健康保険の場合、生まれたばかりの赤ちゃんにまで均等割の国保税がかかってしまいます。所得のない子供については均等割をかけない、せめて軽減することを御検討ください。一宮市では18歳未満の子供の均等割を3割軽減しています。ぜひよろしくをお願いします。

さらに、生活保護についてですが、陳情第32号ともあわせてのお願いです。国は生活保護の給付の引き下げや給付のあり方など、全般的な見直しに入っています。生活保護は国の社会保障レベルを決める基準であると同時に、国民にとっての最後の命綱です。国民年金の給付は生活保護以下などとして、生活保護の給付を引き下げを行おうとしています。年金制度の改善こそが必要で、生活保護給付切り下げの理由にはなりません。御努力いただいていることとは思いますが、国の動きに対して、生活保護が必要な人には速やかに支給することを引き続きお願いしたいと思います。

次に、陳情第27号の介護保険制度の抜本改善についてのお願いです。この4月から高齢者の介護保険は全国で月5,000円近くになりました。また、重い利用料負担のために、必要なサービスがあっても利用を断念するケースは後を絶ちません。さらに、昨年4月から実施されました介護保険の見直しでヘルパーによる生活援助時間の短縮で、利用者の日常生活に深刻な困難が生じています。国が社会保障制度審議会の介護保険部会に一時公費

負担部分を6割に引き上げることを検討課題として出していましたが、すぐ引込みました。介護福祉労働者の処遇改善も個別に国庫負担で賄っていたものを、ことしの4月の介護報酬改定で介護報酬に含めました。これまで反対が強く、実施されてこなかった介護認定に当たってのケアプラン作成の有料化や、高齢所得者の利用料引き上げなどが社会保障改革推進法の実施によって改めて検討される動きとなっています。ぜひ、誰もが費用の負担の心配なく介護が受けられるよう、国へ要望していただくようお願いします。

第25号の安心して暮らせる年金制度や、第26号の後期高齢者医療制度の廃止、第30号の障害者差別禁止法案の件など、地方自治体の議会として国へ意見を述べていただきたいことがそれぞれあります。個々について、時間の関係で説明は省きますが、総論的には、これらは最初に述べましたが、さきの国会で決められた社会保障改革推進法が逐次実施に移されますと、これまで自治体が住民の暮らしを守り、努力されてきた諸事業が大変困難を押しつけられることになる問題を含んでいます。今の時期に国に対してぜひ意見を述べていただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

以上で、陳情の趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○明石委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質問なしと認めます。

これで、陳情第22号及び第25号から第35号の趣旨説明を終わります。

西村さん、傍聴席にお戻りください。

それでは、陳情第36号の提出者の新美さん、説明席にお座りください。

新美さん、陳情第36号の趣旨説明をお願いします。

○新美文二氏

では、おはようございます。日ごろは、商工会の諸事業に関しまして、御協力を賜り、この場をかりて御礼を申し上げます。

愛知県商工会連合会の森田会長を初め、私ども知立市商工会理事及び幹事合わせて35名により、10月31日付にて、市長及び議長に陳情をさせていただきました。その陳情の趣旨について、当委員会に説明をさせていただきます。

申しおくれましたが、私は知立市商工会会長の新美文二でございます。よろしくお願いを申し上げます。

では、陳情内容を申し上げたいと思います。

素人は中小企業の指導・育成並びに商工会、商工会連合会の運営につきまして格別の御指導・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび県内62商工会の代表が一堂に会して開催した平成24年度商工会会長会議において別添の内容について満場一致で決議いたしました。つきましては、私ども商工会青年部、女性部を含め、4万6,000有余会員の総意を御賢察いただき、これらの決議事項実現のため、特段の御配慮を賜りますよう、ここに陳情申し上げます。

陳情の内容につきましてですが、市町村に対する要望。商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充ということで、大見出しで、時間の都合がございますので、大見出しだけとりあえずは述べさせていただきます。

商工会事業運営に対する財政的支援、維持・拡充の問題。2番目に中小企業の経営支援の強化、(1) 中小企業に対する金融支援策の充実、(2) 経営革新への支援強化、(3) 中小企業の防災対策への取り組み支援。3番、官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保。4番、地域全体の商工業者における地域貢献を推進するための条例制定。5番、名鉄知立駅周辺整備事業の早期推進の要望が一つの大見出しでございます。

特に、時間の関係がありますので、申し上げたいことは、1番目には、商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充というところで、地域中

小企業の発展と地域活性化のために、日々努力している商工会の事業活動が積極的に推進できるよう、安定的な財源支援の継続を要望する。とりわけ、商工業振興策の実施については、商工会と行政が一体となって積極的に取り組むために、小規模事業対策補助金及び地域振興対策補助金について、十分かつ安定的に予算確保していただき、確実に執行されるよう要望いたします。

それと、もう一点ですが、3番の官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保ということで、地域経済の活性化の観点から、適正な価格による地元中小企業者、とりわけ商工会員を優先した受注機会の確保・拡大など、特設配慮を要望する。また、指名競争入札についても、過去の実績の有無にかかわらず、地元商工会員を指名対象事業者に優先的に選定するよう要望いたします。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○明石委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

○佐藤委員

今回の陳情は、市議会に対して、市議会の意思として、知立市に対して陳情項目の実施を求めるものです。商工会におかれては、この地域の商工業の総合的な改善・発展に尽力を日ごろからなされている。また、地域経済の健全な発展に寄与すると同時に、地域の福祉の増進、地域の歴史と文化の発見に貢献をされていると、この点では大いに敬意を払うと同時に、ますますの発展を願うものであります。

知立市議会は、この12月市議会に市内中小企業振興を図るために、知立市中小企業振興基本条例を提出いたしました。私どもの会派もこの市議会の中でいち早く振興条例制定を求めてきて、何度も取り上げてまいりました。同時に、市内の、市の公共調達において市内業者への発注比率を高めるよう、何度も提案をしてきたところであります。

そこでお聞きしたいわけですが、まず一つは、この陳情書の表題が愛知県商工団体連合会及び知立市商工会が連盟して提出をされたものであり、この陳情は市町村に対する要望となっており、この陳情が商工会が設立をされている県内全ての市町村に提出されているのではないかと理解するものであります。

同時に、この陳情は愛知県商工団体連合会の森田哲夫氏、そして知立市商工会長である新美文二氏を初め、副会長及び理事の方々が名前を連ねているわけです。その中には、市議会議員の方も役員として3名名前を連ねております。この陳情書は、先ほどもありましたけども、県内62の商工会の代表者が一堂に会して開催した平成24年度商工会会長会議において満場一致で議決をしたと、こういうことですので、当然のことながら、この陳情書については、3名の市議会議員の方も賛同していると私は理解をするものですが、いかがでしょうか。

○新美文二氏

はい、もちろん賛同していただいております。

○佐藤委員

知立市の統計、平成23年度版によれば、知立市内の工業では、平成21年度の事業所数は141事業所あり、飲食店を除く小売業は平成19年度の事業所数で613事業所あります。統計年度は異なるものの、合わせて754事業所となっております。商工会のホームページによれば、平成18年度現在の会員数は1,433名となっておりますけれども、市内全事業所に占める商工会の会員数はどのような割合になっているのかなというふうに思いますけど、これはどうでしょうか。

○新美文二氏

市内の全体の事業者数の63%の組織率を持っております。

○佐藤委員

それで、私は商工会はこの地域における最大の商工団体であり、商工振興を図っている団体だというふうに認識をして、行政と一体で商工振興に努めておられるわけですね。今回、後で議論され

ます中小企業振興基本条例の中にも、中小企業者の責務ということで、商工会という名称ではありませんけれども、中小企業に関する団体に加入することを努力義務としてうたっておるところであります。

しかしながら、未加入、今、63%ということを書かれたので、商工会の加入は各事業者の任意というふうになっておるわけですね、それがいいか悪いかということは別です。それで、任意でありますけれども、その点では、未加入の事業者、またその他の任意の商工団体に加入している事業者も当然のことながらおられるわけですよ。そういう点では、最大の団体であるということから、この陳情団体の果たす役割、そういう点での今回の陳情における意気込みと熱意は当然のことながら、私も理解をするものであります。

しかしながら、この表題の市町村に対する要望、その下の商工会を中心とした地域商工振興に対する支援体制の確立、当然のことながら、これは商工会が陳情されているので、そのことは当然だというふうに私も認識をするところであります。

しかしながら、先ほど会長のほうから御説明があったように、37%の方が未加入という実態もあるわけです。そのことを鑑みたときに、市議会として、この陳情を採択をする、可決をするということを考えると、ちょっと私は違和感を覚えるものでね。少なくとも、この商工会を中心としたという文言を外すことが妥当ではないかなというふうに、私自身は思うわけですが、どうでしょうか。

○新美文二氏

この内容、実態におきましては、最近の傾向で、皆さんも御存じのように、ナショナルチェーンと申しますか、全国的なチェーンがどんどん進出をしてくる。特に、コンビニエンスストアなんかは、大手の小売業者が、いわゆるショッピングセンターをやっている大手の小売業者がコンビニエンスストアということで出店をしていく。こういったところが商工会に加入をむしろ、何とか、チェーン店だから、本部があるので、しなく

てもいいような風潮といえますか、そういう傾向がどんどん出てきておまして、そういったことでの組織率の低下は否めないものがあるのかなど。これはもう全国的なものであります。

この知立市においても、明治39年に町村合併のときに、その当時は町長が兼務をされましたけれども、知立町商工会が発足をしました。その県内では古い商工会としてですが、それから昭和35年に商工会法が施行されまして、それからちょうど52年になるわけでありまして、それからちょうど52年になるわけでありまして、そういったことの中で、私たちは地域経済を活性化することがむしろこの地域、特に知立市の場合ではそういった歴史の上において、そういった経済団体がこの地域を引っ張ってきたというか、そういった経緯もあるわけでありまして、ですから、商工会の役割というのは、自分たちの事業のみならず、地域活性化のために寄与しているということを考えてみたときに、今、こういった、むしろナショナルチェーンのチェーン店だとか、コンビニエンスだとかいうところとも、むしろ競争状況にある、昔から地域を愛して、この地で生まれ育ってという小規模事業者、中小企業者を、さらなる支援をしていただくためにも、特に商工会員事業者という、何というか、決して特定するわけではありませんけれども、そういった思いを込めての陳情でございます。

○佐藤委員

会長の思いは、私もしっかり受けとめるわけですが、ただ、これが市に対する施策ということの市議会の取り扱いということになりますので、そうした点では、今回の中小企業振興基本条例と、こういう中でも、陳情の思いがかなり反映されているなというふうに思うんですね。そういうことを鑑みると、あえてそうした文言はどうかというふうに、私は思うわけです。

それからもう一つ、お聞きしたいわけですが、3番の官公需発注における商工会を優先した受注機会の確保という点ですね。この点については、商工会を優先という文言、それから具体的な下段の内容の中で、とりわけ商工会員を優先し

た受注機会の確保・拡大及び指名競争入札について地元商工会員を指名対象者に優先的に選定するよう要望すると、これは地域経済の活性化という意味から出ているんだろうということは私も理解をしております。しかしながら、公共調達はずばからく税金を原資として行っているものでありますので、そこでは公正・公平・透明性確保という点で、特定の商工団体を前提にするという点では、この原則に反するのではないかとこのように思うんです。これを、この文言のままでは、私は市議会として、これを可決するのはなかなか難しいのではないかとこのように思います。

かねがね冒頭で私が申したように、知立市における官公需の発注につきましては、地元業者の優先、工事についても、以前建設業協会から陳情が出されまして、いわゆる市内業者、准市内業者、知立市は業者数が少ないということで、その点で、読みかえの問題等、一部改善がありましたけれども、大きくは改善されていないという問題もあるわけです。なかなかその辺は取り扱いが難しいところではありますけれども、少なくとも地元業者を優先的に発注するという点では一致できる中身だと思っております。ただ、市議会として、繰り返すように恐縮ですが、これを可決することには当たっては、特定の団体の入ったものを可決するという点では、先ほどの原則に反するのではないかなというふうに私は思って、この部分について、訂正を求めたいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○新美文二氏

先ほどもこの件に触れて申し上げましたけれども、逆に、このまま佐藤委員が言われるような形でいくと、ますますこの地域経済が疲弊をしていくのではないかなとさえ思います。やはり、ここで知立市で生んだ税金を、やはり知立市の中でも何回転させていくかという、いわゆる高密度な運営の仕方をしていくことがむしろ知立市の発展につながるのではないかと、これがよそに出ていくということ、市内業者ということでは同じ意見ではありますけれども、そういった循環の中で、い

わゆる意思がある程度統一できて、チームワークがとれていくことが、今このまちに求められているのではないかなど。鉄道高架事業及び中心市街地の、駅前再開発にかかわる中心市街地の活性化を求めたときに、やはり今こそ商工会のやる役割が非常に重要だというふうに感じております。ですから、確かに佐藤委員が言われるような、市議会としてという観点と、また立ち位置がそれぞれ違いますので、私ども商工会としての立ち位置ということで考えたときには、今こそそういったことが求められているということをお願いを申し上げます。

○佐藤委員

会長の言われることは、そのとおりです。しかしながら、これはあくまでも税金を原資にするというところでどうなのかという問題提起をしているわけです。私は、税金を原資にする中で商工会の会員を含めた市内業者がその中で還流していくということについては同意できるものでありますけれども、ただこれを陳情として、議会として採択するという場合には、この原則と相反するのではないかなというふうに思うんです。

ただ、具体的な施策の中で、それは地元業者の発注を高めたり、工夫が必要であって、この陳情そのものについて、公正・公平・透明性の確保と、この原則はやっぱり税を市が預かり、その執行をチェックする議会としては、なかなかそれは認めがたいものがあるなというふうに思います。

以上です。

○新美文二氏

最後に一言だけ。私ども商工会の立場としての陳情でございますので、その辺を御理解いただきまして、またこの内容につきましては、議会のほうに委ねるしかございませんので、どうかよろしく御検討のほど、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○明石委員長

ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで、陳情第36号の趣旨説明を終わります。新美さん、傍聴席にお戻りください。

それでは、陳情第37号の提出者の代理の石原さん、説明席にお座りください。

石原さん、陳情第37号の趣旨説明をお願いします。

○石原正章氏

愛知保育団体連絡協議会の石原正章と申します。本日は会長の加藤のほうの代理で参っております。まず最初に、委員の皆様にご貴重な時間をいただき、どうもありがとうございます。

早速、陳情の説明をさせていただきます。

8月10日、衆議院本会議で子ども・子育て支援法など、子ども関連の3法案が可決され、成立しました。

3月末に政府案が出されていたのですが、衆議院の審議の途中、急遽、これは6月の中旬なのですが、民主・自民・公明の3党による修正案が出されました。結局、この修正案は衆議院では13時間の審議時間しか与えられないものでした。

参院では修正案が当初から審議されたので、一定の審議時間が保障されたものですが、反対意見が続出して、19項目もの附帯決議をつけないと議決できないという状況でした。審議の途中では、修正案を出したはずの自民党や公明党の議員の方々からも疑問・質問が出る、また答弁に立った委員の方ですね、これは公明・民主・自民の方々ですが、答弁に立った方々の意見も違う、異なるという内容でした。テレビで放映されていましたが、こんな状況で国会議員の方々は大きな不安があったことでしょう。

ところが、19項目もの附帯決議をつけて議決されることになりました。

では、なぜこんなに問題の多い、欠陥の多い議案が通ってしまったのでしょうか。それは、一つは、税と社会保障の一体改革ということで、当時、社会保障改革の中で明らかになっていたのは、子ども・子育ての法案だけだったわけで、そういう意味では、確かに私たちは社会保障をこのように進めています、子ども関連、このような形になり

ましたということを明らかにするため、そういう理由として使われるためということが1点、それからもう1点は、この間、明らかになってきましたが、衆議院の解散総選挙を実施するということの政治的な取引という形で利用され、そのために、この十分ではない、非常に欠陥の多い法案が採択されたという形になりました。

そもそもこの政府案自体、政府主催の委員会でも意見の一致を見ませんでした。三つの分科会を開いて、多い分科会では20回以上の会議を開き、時間も労力も、大変な時間したのですが、最終的には、議長の一任で任せてくれと、修文・作文については事務局の一任でやりたいという形で無理やりまとめられたものです。

ある委員になっていた保育園の経営者はこのように言っています。今のままの制度は、確かに制度としては今のほうがすばらしい。ただ、今のままであれば、どんどん予算が削られる。であれば、消費税で恒久財源が保障されるのであれば、少なくとも保育条件が改善されるのではないかという説得を受けて、渋々案をのんだというふうに言っています。

委員の皆さん、今、消費税を大きな争点として総選挙が戦われています。国民の多くは消費税増税に反対しています。次期政権をとるのではないかというふうに言われている有力な党首は消費税を財源とした大型公共投資で経済を活性化したい、あるいは経済状況のいかんでは消費税の増税について実施についても検討するというような発言も見られています。

私たちは、本当にこのようなことになれば、子供や子育てにお金が回ってくるんだろうかという疑問があります。消費税で保育環境が整備されるのかという疑問があります。そもそも、消費税で恒久財源が充てられるというふうに言われていますが、財源が充てられるのは保育の量的・質的拡大の部分だけです。これまで、現に今やられている部分のお金については、消費税は全く充てられないということになっています。消費税によって恒久財源を確保されるというのは全くのまやかし

なのです。しかし、にもかかわらず政府は平成27年度からの本格実施を目指して準備を進めています。10月18日、愛知県で国が主催する説明会がありました。ほとんどの、全ての自治体からも責任者が参加していたと思います。その中では、細かい質問は一切ない、ただそのときに言われたのは何かというと、来年度ニーズ調査を実施してください。そのための予算を確保してください。4月から、子ども・子育て会議を市町村でも設置してください。その準備もしてくださいという中身でした。

また、来年度、それだけではなくて、その後いろいろんな仕組みづくりを現行の保育・子ども施策を自治体では実施しながら、それに平行する形でその準備をしていかないといけない。その分の人員の確保、予算の確保も全て市町村がやるというような中身です。このまま関連法を平成20年から実施するというので、準備を進めていった場合、もし国がその財源が確保できなかつたら一体どうなるのでしょうか。例えば、消費税増税が延期になった、あるいは消費税を増税したんだけど、思うように税収が上がらない、あるいはほかの公共事業費に使ってしまうということがあつたらどうなるのか。財政的な裏づけがなく、新制度を進めていけば、そのしわ寄せは制度を実施する市町村に及ぶことは必至です。ふえない予算、あるいは減ってしまう予算の中で量的な拡大を進めれば、質的な低下は免れません。このままいけば、例えば、公立の幼稚園や公立の保育所が果たして自治体が維持できるのかどうか。

○明石委員長

石原さん、5分以内をお願いします。

○石原正章氏

はい、済みません。では、最後で。

私たちは、子供を大事にする道、小さなころから子供を大事に育てることが非常に遠道に見えても一番大事な道だと思っています。子ども・子育て関連法の拙速な実施に反対する意見書をぜひ国に提出していただけるように求めます。

ありがとうございました。

○明石委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質問なしと認めます。

これで、陳情第37号の趣旨説明を終わります。

石原さん、傍聴席にお戻りください。

それでは、陳情第38号及び第39号の提出者代理の藤原さん、説明席にお座りください。

藤原さん、陳情第38号及び第39号の趣旨説明をお願いします。

○藤原佳子氏

本日は趣旨説明の場を与えていただき、ありがとうございます。

私は、全国福祉保育労働組合東海地方本部で書記長をしております藤原と申します。

福祉保育労働組合は全国組織で北海道から沖縄まで組合員、オブザーバー、1万2,000人を組織しております。介護を含めない福祉労働者が2010年には76万人という数字からして、大変弱小ではありますが、民間福祉3領域、介護・障害・保育のことを言っておりますが、を束ねる労働組合としては、全国唯一の産別です。

本日、私たちが陳情させていただいた2種類、説明させていただきます。

福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択について、まずさせていただきます。

私たち福祉・保育で働く者にとって、本当に芳迫している問題です。毎年、春闘前に労働組合でアンケートをとります。2012年1月での結果ですが、正規・非正規ともに、この仕事、福祉の仕事に90%以上がやりがいを感じております。しかし、正規の70%、そして非正規の52%が常にやめたいと思っております。その理由、仕事に対する不安や悩みとして、1位は断トツに賃金が安いということです。そして、正規労働者の44.5%、非正規

の93%が賃金が安いとっております。

続いて、忙し過ぎる、33%、人手不足、人員不足16%、体が本当にきつい、16%と続きます。心身の疲れを実に95%以上の労働者が常に感じています。

そして、休憩はとれず、サービス残業も蔓延している実態があります。介護や障がい職場は、サービスに対する報酬設定なので、働き続ける職員の賃金上昇分は組み込まれておりません。長く働き、積み重ねていく福祉労働の専門性を見ていないということになります。ですから、介護・福祉職場では50歳、あるいはひどいところでは40歳で昇給停止という職場もあります。これでは、子供を大学に出すこともできません。最近では、障がい者施設の利用者から職員のみんながやめていくので悲しい、困っていくという訴えも多く聞くようになりました。障がい者の方の中には、こだわりがあり、信頼関係が築けていない人にヘルプを任せられない方も多いのです。皆さん、自分をよく知り、理解する職員に長く働き続けてほしいと願っています。しかし、この実態でころころかわっていく、事実、私たちの労働組合でも、この賃金で結婚できるのか、子供を産めるのか、疲労がもう限界という仲間がたくさんいます。

福祉労働者は利用者、子供たちの人権としての社会福祉を実生活の中で具体化する労働者だと思っています。人権保障をする者が豊かで、先行きの不安のない生活を保障されなければ、実践を積み重ねていくことはできません。

09年からあった処遇改善交付金もことしの4月で報酬加算組み入れとなり、利用者負担にはね返った上に、実質施設は減収で、労働者の処遇改善ははかない夢となっています。

保育労働でも同じです。現在、国は6年勤続までの昇給分を見て賃金設定、報酬設定、保育単価設定をしています。しかし、その上、先ほどありましたけれども、もし新しいシステムになれば、介護・障がいのように、報酬に対する補助金報酬となり、今以上に市場原理が強くなり、保育労働者も賃金労働条件が低下するのは火を見るよりも

明らかです。

福祉は人です。国が責任を持って直接財源を投入しなければ、今のこの現状は改善しないと思っています。ぜひ、国への意見書提出をお願いするものです。

もう一つの、愛知県の第三子保育料無料化事業費補助金の継続・拡充についてですが、これも本当に必要な補助だと思っています。自治体が少子化対策のために行う施策を県が後押しせず、市町村が保護者負担でやれということだと思えます。子育て世代がもっと安心して子供を産めるシステムにしていけないと、社会は安定しないと思います。

多くの市町村では、県のこの削減提案を受け、保護者負担を求める状況のようですが、今の少子化の中で果たしてこれでよいのかと思います。議員の皆様におかれては、どうぞ一個人、一市民、一家庭ではどうしようもなくなっているこの状態を、やはり公的制度を拡充・堅持することで守っていけるように、県に向けても意見書を提出していただきたく思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○明石委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質問なしと認めます。

これで、陳情第38号及び第39号の趣旨説明を終わります。

藤原さん、傍聴席にお戻りください。

それでは、陳情第21号の提出者代理の林さん、説明席にお座りください。

林さん、陳情第21号の趣旨説明をお願いします。

○林信悟氏

私は、愛知県医療介護福祉労働組合の林と申します。このたびは、口頭で陳情の機会を与えていただきましてありがとうございます。

また、これまで医師・看護師、そして介護職員の増員や処遇改善について、国に対しての意見書をこの間、上げていただいておりますことに感謝申し上げます。

今回は、先ほどの方の関連ではありますけれども、介護職員の処遇改善の意見書を上げていただきたいということで、説明をさせていただきます。

高齢化社会を迎えまして、介護職員の処遇の改善が必要だということで、社会問題となり、2009年10月から国による公費で介護処遇改善交付金制度、月額1万5,000円の賃上げを含む制度が開始をされ、ことしの3月まで続けました。その後、先ほどの方のお話もありましたとおり、4月に介護報酬の改定が行われて、その中に介護処遇改善加算という形で組み込まれ、その処遇改善については、継続されることになりました。

しかしながら、この加算制度につきましては、経過的な取り扱いということで、3年後、2015年3月31日までというふうにされております。2025年問題、75歳以上の後期高齢者がピークを迎えるまで、あと11年ほどになっていますけれども、依然として介護職員の不足は深刻で、離職者が高い状況になっています。私ども看護師の離職率、高い職場ではありますけれども、11%と言われておりますが、介護職員におきましては、労働者安定センターの調べでも17%ということで、看護師よりも非常に離職率が高い職場でございます。賃金におきましても、全産業の月額の支給額32万円と言われておりますけれども、介護施設で働く職員の賃金の平均額は21万4,000円、10万円以上の開きがあるのが実態でございます。

さらに言えば、勤続年数につきましては、全産業12年と言われておりますけれども、介護職場の平均の勤続年数は5.6年ということで、半分以下でございます。そういった賃金や離職が激しい職場を一刻も早く改善をしていただきたいということで、政府の公約である月額4万円の賃上げからも、まだまだ足りない状況でございます。

取り急ぎ、この介護処遇改善加算、3年後に廃止するのではなく、まず継続をして、そして拡充

をしていただきたい、そういう趣旨の陳情でございます。

ぜひ、国に対しての意見書を上げていただきませうようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○明石委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質問なしと認めます。

これで、陳情第21号の趣旨説明を終わります。

林さん、傍聴席にお戻りください。

ここで10分間休憩をとります。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第58号 知立市中小企業振興基本条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高木委員

知立市中小企業振興基本条例について質問させていただきます。

知立市は、先ほども知立市の統計では1人から4人の企業が1,341件であるということが平成23年度の知立市の統計、この統計は平成18年の古いものですが、その多くが小規模業者であることがわかります。

この条例の中の第2条の中に、第2条、(2)で小規模企業者が入っていることは、とてもこの知立市に合った条例であるということが思われます。

第3条ですけれども、基本理念について質問させていただきます。

この基本理念ですけれども、中小企業の振興は、中小企業者のみずからの創意工夫と自主的な努力を基本とし。

○明石委員長

傍聴者は私語を慎むようお願いいたします。

○高木委員

中小企業者、関係者及び市民が連携し、及び協力して推進するものとありますけれども、これを読みますと、何がということですね、要するに工夫と努力、連携と協力、じゃあ、一体何を推進するのですかという、この目的が私はちょっとないような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○経済課長

この条例の目的に関しましては、第1条で目的が掲げられております。ですから、この条例に関しましては、中小企業者や関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、市民の中小企業への理解を深め、相互に協力することにより、中小企業の振興を図り、もって市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とすると、この目的規定に沿って、それから具体的施策に関しましては、第12条のほうで施策の基本方針という形で10項目挙げさせていただいております。

以上です。

○高木委員

私が言いたいのは、愛知県が出しました基本理念には、基本理念ですね、地域における経済の活性化というような言葉、そのために、これ何のためにというのがないんですよ、何のために創意工夫をするのか、自主的な努力をするのか、中小企業関係者が何のために連携するのか、この目的がない、この基本理念というのが、これだと何か、協力してやるんですよというような、そんな感覚でしたので、今お話がありましたように、ほかで網羅されているということなものですから、ああそうかというふうに思いますけれども、愛知県によりますと、こういう地域の経済の活性化というようなことが入っているということは、私は基本理念としてはわかりやすいのではないかなという

ような感覚を受けました。

栗東市では、経済的、社会的環境の変化に対応した経営の向上及び事業の革新を目指すというためにこういう創意工夫をするんだよというような言い方になっているんですね。私はやはり、ここには何か目的、これをするためのこうなんだよというようにされるのがいいんじゃないかなということをおもいますので、これは私の意見ということですので、どんなものでしょうね、課長。

○経済課長

当然、委員が言われるように活性化等を目指してこの条例をつくっております。ですから、言葉が足りないと言われれば、そうなんですけども、その理念は全てこの条例の中に含まれているということで御理解していただきたいと思えます。

○高木委員

次に、第4条にいけます。第4条、市の責務とあります。市の責務の中に、中小企業振興施策ということがありますけれども、これは当初予算の中に10万3,000円上がっておりますけれども、この中小企業振興アドバイザーというものと関係しているのか、いかがでしょうか。

○経済課長

知立市の平成24年度の当初予算の中に、7款1項2目、商工振興費の中に、中小企業振興検討アドバイザー報酬金10万3,000円という予算があります。これに関しましては、JC等が実施します中小企業のこういう会議の報酬金の費用でございます。

申しわけありません、今ちょっと間違えて回答いたしました。訂正させていただきます。

この中小企業振興検討アドバイザー報酬金というのは、うちが実施しています懇話会の中に愛教大の先生が入っております、アドバイザーとして。その報酬金でございます。

ちなみに懇話会ですけれども、第1回目が平成24年3月26日に実施しております。それから、第2回目が平成24年6月15日、それから第3回目が平成24年10月5日、第4回目が平成24年10月19日ということで、年度をまたいで、4回今まで実施し

ております。その中で愛教大の先生のオブザーバーとして参加されておられる方の報酬金でございます。

以上です。

○高木委員

お金はわかりました。先生の報酬金ということでは。

この中小企業振興対策懇話会というんですね、これはごめんなさい、今回の中小企業振興基本条例をつくるのには、何か関係があったのでしょうか。

○経済課長

今まで議会のほうから、たびたびこの条例制定に関しまして要望がありまして、例えば、平成23年12月には条例制定についてということで、質問等がありました。そのことを踏まえまして、条例制定に向けて、この懇話会を設けました。名簿に関しましては、お手元に資料として出させていただきました内容でございます。

それで、まず平成24年3月26日に実施しましたのが、1回目としましては、条例を制定する経緯とか背景、それから全国の条例の制定状況、それから県下の制定状況、それから知立市議会での条例制定に向けた動き、一般質問とか視察に関して、それから愛知県条例制定に向けた動きというような形で、まず1回目の懇話会を実施しております。

それから、第2回目、6月15日に実施したんですけども、このときには、もう条例の構成、素案、条文の考え方について意見交換をさせていただいております。

第3回目、平成24年10月5日ですけれども、これに関しましては、パブリックコメントの意見の取り扱いについて協議させていただきました。

それから、第4回目、平成24年10月19日に実施しております。これに関しましては、パブリックコメントの意見を反映した最終条例案の決定ということで実施させていただいて、これを受けまして、この条例をこの議会に提案させていただいております。

○高木委員

この条例をつくるに当たって、この中小企業振興の施策ということで、懇話会の方たちの努力があったということが今わかりました。

この懇話会ですけれども、委員の名前は挙げられておるのを、12月1日現在で見せていただいたんですけども、市の職員の方はこの中に入っておられるのか、これを全てがこの方たちにお任せしたのか、その辺をお聞かせください。

○経済課長

市の職員は事務局といたしまして、部長以下、担当まで入っております。

以上です。

○高木委員

こういう場合ですけれども、この条例ができるに当たって、部長等、市の意見というのはもちろん入りましたでしょうか。

○経済課長

素案をつくっていく中で、当然、市の意見を書いて、それから懇話会とか、それからパブリックコメントとかを実施しまして調整を図っております。当然、市の意見も入っております。

以上です。

○高木委員

市と市民が一緒になってこの条例をつくってみえるということで、よくわかりました。

次に、この第5条にいきます。第5条ですけれども、私はここで他市と比較しまして、中小企業者の責務という言葉が使っております、知立市の場合。他市を見ますと、県の場合は、中小企業の取り組み、そして江別市、栗東市におきましては、中小企業者の努力等というような言葉、我孫子市におきましては、役割、中小企業者の役割という言葉になっているんですね。市は責務、中小企業者も責務、いかにもこの条例、私は中小企業者の方は市と同等ではないという立場に置かなければならないような気がしますので、中小企業者の責務ということは、少し重いような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○経済課長

条例、第5条第1項で、中小企業者は事業活動を行うに当たっては、常に技術力の向上及び経営基盤の強化に自主的に取り組み、経済的、社会的環境の変化に適応するよう努めなければならない。この第1項に関しまして、責務という形で取り扱わせていただき、第2項以下に関しましては、努めるものとするというような形で努力規定とさせていただきます。ですから、この第5条に関しましては、中小企業者の責務等という言葉にいたしまして、第1項に関して義務規定という形で責務という扱いにさせていただきます。

以上です。

○高木委員

ここで責務等という言葉で、今言われましたように、努力とか、そういう言葉に置きかえることができるんですよということで、少し和らげているんだよというような、そんなふうには私、今お話を聞きました。

ここで、第3条、中小企業者は中小企業に関する団体に加入するよう努めるとともにということが条例の、今先ほど、陳情の中と少し重なるようなところもあるかもわかりませんが、このことに関しましては、意見及び検討ということで、知立市の経済課のほうは11月22日、ホームページのほうで調べましたところ、この第5条に関して、法律に基づく中小企業に関する団体それぞれの目的と思い、重視しまして鑑み、追加しますということで、この第5条の3に関しては、追加をしましたよということが出てるんですけども、この条例で商工会のほうにどうか、この団体に、中小企業に関する団体に加入に努めなきゃいけないですよという規定は、法律上は問題はないのでしょうか。

○経済課長

この条例の中の第5条第3項、これはパブリックコメントの意見を踏まえまして追加させていただいております。内容につきましては、先ほど言われました商工会のことがちょっと、とは書いてありませんけども、商工会に対する加入促進の努力規定ということでございますので、義務ではあ

りません。ですから、問題はないと思います。

以上です。

○高木委員

やはり、条例となりますと、皆さんが読まれて、商工会に入らなければならないのかなということで、今もお話聞きまして、30何%のところが入ってみえない、37%でしたか、ということで、入らなければならないというふうに読み取られるのも、何かちょっと、これが市の条例となると憲法とかには書かれておまして、自治法ではそんなに規定はないけれども、憲法の第22条の中では、ひょっとしたら触れているんじゃないかなという、自由な選択に抵触する可能性が高いのではないかなというようなことが泉南市の商工労働観光課のほうに書いている文章がありましたので、その辺は今お話を聞きまして、言葉のほうも努力ということですので、義務ということではないということですので安心しました。ありがとうございます。

次に、第9条、大学ですけれども、この大学、教育関係の役割という言葉ですけれども、これはやはり他市を見ますと、これも協力という言葉がついておきますので、またこれは役割なのか、大学には協力をさせていただくという、そんな感じではないのでしょうか。

○経済課長

第9条の解説にも書かせていただきましたように、市と連携・協力し、中小企業の振興に努めるものとするという言い方でございます。その前の条文等、全て役割という形で書かせていただいております。内容につきましては、連携・協力ということでございますけれども、役割という言葉で出させていただいております。

以上です。

○高木委員

これも愛知県のほうの条例を見させていただいて今話をしているんですけれども、愛知県のほうは、事細かに役割であったり、努力であったり、協力であったりというような言葉になっておりますので、そういうこともあるよということでお聞きとめください。

次に、第10条ですけれども、ささいなことですけれども、この中に、市、中小企業者及び関係者とはという言葉があります。この関係者という言葉は、前の第2条のほうに戻りますと、この中に、大学等教育関係も入ってくるんですけれども、この中小企業者への配慮の中に、大学も入るのでしょうか。

○経済課長

今、第10条の小規模企業者への配慮のところまで質問されたと思われまして、参考のところを書いてありますように、議会参考資料を見ていただくと、その第10条のまた参考に、中小企業法の規定ということで、小規模企業への配慮という言葉があります。この第8条に、国は小規模企業者に対し、中小企業に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であるということが多い小規模企業者の実情に踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うものとするというような形で、国はという形で法律でうたっております。

それから、県の条例に関しましても、県はというような形で多分うたって、小規模企業者への配慮に関しましてはうたっております。

知立市に関しましては、市、中小企業者及び関係者、関係者というのは、先ほど言われました大企業者、中小企業に関する団体、金融機関及び大学等教育機関を言うという形で、全ての人たちが配慮するように努めなければならないという形で努力規定、要は、これも努力ですので、皆さんで盛り上げていきたいという形で条例にさせていただいているという状況でございます。

○高木委員

この関係者という、この第2条のところの関係者と書いてあるのはということで、私はもうこの条例ができた、見せていただいたときに、何でこんな、この条例の内容みたいなことなんですよ、この関係者というのは、こんなものを何でこの条例の中に載せるんですかと聞いたら、いやいや、後のほうに出てきますから、関係者と書いてある

んですよとおっしゃって、ああ、そういう意味の関係者なのということで、ちょっと私、とてもこれ不思議だったんです。

例えば、この第10条の関係者というところをとってしまうと、あと関係者と出てくるのは、どこか、あと1個しかないんですよ。2カ所なんですよ、この関係者という言葉が使ってあるところは、私は、これもちょっと私の、小規模企業者への配慮に大学等教育関係機関、教育機関というのは私は今お話を、いろんなところがバックアップするんだよという意味はわかりましたけれども、何かちょっと、この第2条の関係者というのは、何か言葉の文言の、こうなんだよというのは、ちょっと何か変というか、何かバランスが悪いような気がしますので、これはまた何か、どこかで直すときがあったら、ちょっと訂正していただきたいと思います。済みません。

次に、第12条の(2)中小企業者に対する資金の供給の円滑化を支援すること、これ具体的にお教えください。

○経済課長

第12条の中小企業に対する資金の供給の円滑化を支援することということでございます。この内容につきましては、融資制度の助成制度等、拡充等、今でも現実に、融資制度の事業はやっております。例えば、7款1項2目にあります信用保証料の補助金、当初予算でいいますと715万5,000円だとか、そういう今やっている事業もありますけれども、こういう、その事業の拡充みたいなことを意味しているというふうに解釈していただきたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○高木委員

当初予算で1億8,235万2,000円、商工費のほう、ついておりまして、商工振興の、今のお話の715万5,000円がありますけれども、その、あと商工振興事業費補助金1,897万4,000円という、こういうものも、この(2)資金の供給の円滑化にということになるんで、それにもなるんですか。

○経済課長

商工振興事業費補助金に関しましては、商工会

が充実を図ることを目的といたしまして、商工会の経営改善普及事業、要は国や県の補助事業に該当する部分ですけども、それに関しましては、40%、一般事業に関しましては30%の補助をしている、要は商工会に対する助成金でございます。だから、広く言えば商工振興事業でございますけれども、商工会に対する補助金だというふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

○高木委員

この中で、当初予算の中で商業団体等事業費補助事業ということで街路灯の電灯料の補助とか、そういうのは商工会も関係するかもわかりませんが、今既に、今中小企業のほうに対する資金として、どれぐらいの金額を今出してみえるんですか。

○経済課長

当初予算で7款1項2目、1億8,200万円余の予算があります。それで、今議員が言われましたように、街路灯等の電灯料補助金が約200万円、予算計上されております。それから、商工業振興資金の信用保証料の補助金で715万円、先ほど言いましたけれども、出させていただいております。

それから、若手後継者養成事業報償金で11万円、それから空き店舗活用事業等でちりふ家の関係の予算が100万円以上計上されております。

それから、経営改善資金利子補給補助金ということで140万円程度計上され、それから額が一番大きいのは小規模企業等振興資金預託事業です。これ、預託事業というのは、金融機関に貸付金の原資を預けている形のものでございまして、その事業で小規模企業等振興資金預託金で1億円、商工中金預託金で500万円という形で預託しております。これに関しましては、金融機関に貸し出すお金を預託しているということですので、またあげているものではありませんので、預託した金額で1億500万円あるというふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

○高木委員

中小企業者に対する資金の供給の円滑化を支援するということで、今お話、今も、現在も預託金の話とか、補助金、そして空き店舗、チャレンジショップのこととか、今知立市としても資金の供給をある程度してみえるということで、ある程度というか、たくさんしてみえるんですけども、またこれを円滑に回るようにしてくださるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次、(4)番、ここで官公需という話が先ほどもありましたけれども、私がこの条例をつくるならば、(4)に、工事の発注云々と、ずっとありまして、正当な競争及び契約の正当な履行の確保に留意しつつ、市内という言葉を入れてほしかったなと思ひました。市内中小企業者の受注機会の増大に、これも増大するじゃないね、増大に努めるという言葉になるもんですから、やはり官公需の面からいきましても、市内という言葉はどうして入れてくださらなかったですかね。

○経済課長

私どもの思いといたしましては、中小企業振興条例、この条例の趣旨は、市内、知立市の条例でございますので、知立市という意味合いも大分含んでいるということで、中小企業の受注機会の増大に努めるということで、中小企業に関しましては、基本的には市内であるというようには考えております。

以上です。

○高木委員

そういうことですか。でも、この文面を読みますと、中小企業の発展で、別に市内じゃなくても、中小企業者の受注の機会の増大に努めることですので、これ大企業が入ってきてしまう可能性もあるもんですから、市内中小企業者という言葉を入れていただいたほうが、よりわかりやすくなったのではないかなということが私としては思ひます。

○経済課長

済みません、第2条の中小企業者の定義のところを見ていただきたいんですけども、市内に事務所または事業所を有する者を言うということで、もう市内限定ということで解釈していただきたい

と思います。

○高木委員

ありがとうございました。

次に、この第13条、この中に、財政上の措置という言葉がありますけれども、いろいろと、先ほどお話ししていただきました。現在、市のほうとしては、もう既に財政上の措置はされていると思うんですけども、福山市の条例を見ますと、もう既にこの中に、こんなような助成をしていますよというような項目が、助成の内容が入っています。資料何々とか、そういう形で入っているんですけども、知立市としては、この条例の中には、こういう助成をしていますよというようなことは書かれませんでした。どうしてですか。

○経済課長

具体的施策づくりの方法ということで、具体的施策に関しましては、今現在、こういうことをやっています、今後こういうことを検討していきます、こういうようなことを懇話会のほうで、来年の1月以降、この条例が可決されましたら、つくってきたいという方向性を示させていただいております。その中で、今現在はこういう事業をやっています。今後はこういう事業も追加でやっていきたいと、そういうような実行計画の策定を考えております。そういうものができましたら、お示しできると思ひますけれども、実際、今やっている施策に関しまして、わかりづらいところがあるかもしれませんけれども、今後そういうものを検討してつくっていくということで御理解していただきたいと思ひます。

以上です。

○高木委員

まだまだ中小企業振興基本条例は、愛知県でも、この10月にまだできたばかりで、まだつくってみえない自治体も多いように思ひます。中小企業家同友会全国協議会政策局長の瓜田靖さんとおっしゃるのかな、この方の資料を読みますと、条例の見直しを、育てる条例という形にして、そういう観点を入れたものにすべきだというようなことが書かれておりました。この条例、これからまたど

んどんとよくなっていくんだと私思いますので、この新たにできる、近隣市でも早いところにある条例ですので、どこかに見直しをする時期とか、そんなようなことを盛り込んでいくことは検討していただけないでしょうか。

○経済課長

この条例に関しましては、基本的には理念条例でございますけれども、パブコメ等によりまして、第12条で具体的施策も10項目盛り込んでおります。ですもんですから、経済情勢等の変化等がありましたら、内容が変わってくることもありますので、その見直し等も必要になってくれば、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○稲垣委員

少しだけお聞かせください。知立市、この条例の特徴ですね、前文を置いて、条例の背景や趣旨、目的、理由などを宣言しているわけですが、まず全体から見て、知立らしさ、これをどのように盛り込まれているのか、その辺、ちょっとわかりやすく教えてください。

○経済課長

この条例の知立市の特徴といいますのは、質疑のときに部長も答弁させていただきました。小規模企業者をまず前面に出しておるところが1点でございます。

それから、第12条に施策の10項目をある程度具体的に載せさせていただいております。これは知立市の特徴だと私は思っております。

以上です。

○稲垣委員

各主体の責務とか役割、いろいろ書いてありました。そこで、一番私気になるところは、市民にはどのように理解を求めていくのか、協力を要請するのか、その辺について、ちょっとお尋ねします。

○経済課長

中小企業振興条例が可決されますと、当然、こういう条例ができましたというような周知は図っ

ていきます。市民に対して、例えば中小企業、商店等の購買、そういうようなものに関して、例えば、やるのは商店街の努力だとか、そういうものもありますけれども、こういう中小企業振興条例ができましたので、一緒になって中小企業を盛り上げていってほしいというような周知というのは、こういう条例ができたという形のもので周知するという形しかないのかなと。あと、市民に対して、協力は求められますけど、義務みたいなものはできませんので、そういうふうに御理解していただきたいと思ひます。

○稲垣委員

わかったような、ちょっと、もう一回聞きます。要は、第12条にもうたってあります中小企業の市発注などの受注機会の拡大にもかかわるんですけど、要するに振興の観点からすると、重要なのは、市が発注する工事など、基本的な公正、競争が損なわれない、これはここで原則市民、今ちょっと、経済課長の話なんかだと見えてこないんですけど、そういったもの、受注機会の拡大というのもの、そもそも市民の声、市民からの信頼、そういうようなものがなくては、これ幾ら語っても、なかなか動かない。例えばこれ、今第12条、知立市の特徴ですと言われても、一つ一つ目を通していきますと、例えば、第12条、施策の基本方針の（5）番ですよ、観光資源を活用した事業を実施することにより、市の経済及び中小企業の活性化を、これいろんなところで耳にするんですけど、具体策として、これをしっかりと示さないと、7万人市民には届かないのかなと、そんなふうに思うんですけど、この10項目を特徴とするとと言われても、これ、まだまだこれからというふうに、中身、なかなか肝が見えてこない。その中で、今経済課長の思いの中で結構です、この10項目の中に、特に知立らしさはここにあるよというようなものがあつたら、ちょっと聞かせてください。

○経済課長

中小企業振興条例の中に、当然、この10項目があります。この中で、先ほどの商工会の課長の話もありましたけれども、フランチャイズ店の本部等、

特定連鎖化事業を行うものに対し協力を求めるようなこともやっていきたいと思っております。

それから、観光資源を活用したというような形で、かきつばたまつり、花しょうぶまつりの県内外へのPRだとか、トコトコ東海道の拡充だとか、よいとこ祭りへの他市からの集客の事業等もやって、観光事業ともタイアップもしていきたい。それから、当然、先ほど言いましたけど、商工会だとか、商店街等の組合等の情報提供や事業への助成等もやって、セミナー等の開催等も実施したりとか、そういうようなことを、いろんな事業を今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○稲垣委員

ありがとうございました。

次に、懇話会開催状況をお聞きしました。その中で、パブリックコメントの意見を反映した最終条例案の決定がなされとるわけですが、このパブコメの中に、どういったものがあつたか。それについて、ちょっとお聞かせください。

○経済課長

パブコメに関しましては、まず、前文の中に小規模企業の文言を追加してください。第2条に関しましては、経営の原点である家族経営の扱いを規定してください。第4条に関しましては、市の責務のところですけれども、不当取引等に対する法律に基づく告発は、市がその窓口機能を果たすべきであるとか、市はハローワークや大学教育機関等の連携・調整等の協働主体となるべきである。市は工事の発注、物品の調達等により市内中小企業の受注機会の増大に努めることをしてください。第5条に関しましては、中小企業者は中小企業に関する団体に加入するよう勧めるとともに、市が中小企業に関する団体が行う地域や産業振興に図る施策に協力するよう努めるべきであると。特定連鎖化事業を行う者は加盟者に、地域に溶け込み、ともに中小企業振興を図るよう呼びかけるべきである。第5条に関しましては、大企業者は中小企業のパートナーとして対等に連携すべきで

ある。第7条に関しましては、経営を取り巻く全般や企業と市民の交流等について市と連携が必要である。第8条に関しましては、専門性を駆使した経営相談の充実が必要であるというように、この第10条、第11条、第12条とその他ということで、相当の意見をいただいております。言うところがない、まだ倍以上ありますので、なかなか言えないんですが、そういう意見を踏まえまして、2回の懇話会を開きまして、盛り込むもの、盛り込まないものを懇話会の中で調整して、最終的な条例になっております。

以上でございます。

○稲垣委員

ありがとうございました。

県内制定の状況の中に幾つかお聞きしました春日井市だとか、豊田市、半田市、安城市ですね。今回、最近では平成24年9月、高浜市ですね、制定されております。これ、参考にされた、特に参考になった市町の条例などはありますか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○経済課長

県内の制定状況に関しましては、質疑のときに部長が答弁しましたように、平成24年6月に安城市、9月に高浜市、10月に愛知県という形で条例が制定されております。

6月に安城市がうちと同じ条例を制定されております。ですから、安城市をある程度参考にしておりますけれども、内容に関しましては、大分変わってきておると思います。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

よろしく申し上げます。パブコメを出させていただいた者として発言させていただきたいんですが、10月2日に締め切ったと、私はほかの方の意見も聞きたいという思いもありまして、その10日後ぐらいにどういう意見が出てますかということで伺いに行ったときには、まだ何も手がついていませんということで、最終的に意見の取り

扱いということで提出された御意見と検討結果は次の場所で公表しますということで、本当に間際にできたと思うんですけれども、ちょっとその経過、懇話会の話は結構ですので、なぜここまでおくれてしまっているのかということをちょっと説明してください。

○経済課長

10月2日にパブリックコメントの受け付けを終了させていただきました。その後、今回、パブリックコメントを受けまして修正を大分行っております。その修正案をいろいろ検討している中で、結局、パブリックコメントの結果の公表に関しましては、11月22日、もうひと半月以上おくれた形になりまして、本当におくれて申しわけなかったと、こちらのほうは思っておるんですけれども、公表に関しましては、11月22日からということで、結果を、パブリックコメントに関しましては、検討結果という欄を設けております。ですから、こういう意見が出ましたというのをいせよかかったかもしれないんですけども、検討結果というのをあわせて出させていただいた関係でおくれたということで御理解していただきたいと思っております。

○池田福子委員

ここで意見の取り扱いでもう一度読ませていただくと、提出された御意見とだから、文章では前後関係でいろいろ言いたいことも、ニュアンスとして違ってくるんじゃないかと思うものですから、全文を公表しますということになっておりますので、例えば提出された御意見を検討した結果なら、これでいいんですけれども、御意見と検討結果です。だから前もって名前その他の属性は不要ですので、それから本人に確認して公表していいかどうか、だめならそこで、その方は公表しなくてもいいから、それじゃないとパブリックコメントの意味がなくなるといいます。パブリックだから、公的なのことですよ。これがプライベートではなくて、それからシークレットでもないわけですよ。公表してほしいんですよ。私としても、ほかの方たちの意見を見たかったですよ。ところが、断片的な意見、検討結果というの

をいただいているんですけれども、1行、2行の意見で検討結果というふうには、箇条書き的なものが来ているわけなんですけどね。先ほどもちょっと申し上げましたように、全文で前後関係を照らし合わせての意見なものですから、こういう公表のされ方ですと、ちょっと私は不満を感じました。

先ほど、稲垣委員からもどういう意見が出たんですかという話がありましたけれども、それ公表していれば、こういう質問はないと思うんです。

ですから、もしあれなら、お昼の休憩でも出していただくと本当に参考にはなると思うんです。いかがでしょうか。

○市民部長

今、パブリックコメントの意見はどんなものがあつたのかというお話でございます。今、経済課長が御答弁させていただきましたように、11月22日にホームページで公表をしております。したがって、市のホームページを開いていただくと、こういうのが出てくるということになっております。もう少し、意見だけでも早く教えてほしかったという御意見もあるわけでございますが、これについては、市のパブリックコメントの制度というものがございますので、通常市のこのパブリックコメントの制度に従って、うちのほうもいただいた意見、そして検討した結果というものをあわせて公表をさせていただいたということでございます。

○池田福子委員

全文を出してもらっているんですか。これでしょう。これが出ているだけでしょう。私が言うのは、その人の全文を出してほしいんですよ。

○市民部長

提出された方の御意見といいますが、要望といいますが、そういうものもあるかと思いますが、うちのほうでは今言いましたように、いただいた御意見をこういうふうに見ていただいたというふうに解釈をし、その検討結果を出させていただいておるということで、これは先ほども言いましたが、市の基本的な、今までの公表方法といいま

すか、こういうものにとっつてやったつもりで
おります。

○池田福子委員

恐らく、今までの慣習的なものだろうと私も思
いました。ただし、これからパブリックコメント
で参加型の市政にしていきたいならば、何を言っ
たか、そしてそれに対するコメントはどうかとい
うことをはっきりさせていただかないと、これ、
第11条か何かで市民の参加とかをうたってい
らっしゃいますよね。第11条ですよ、市民の理
解と協力ということをやっているわけなんです
よ。ですから、今までのことはともかくとして、
今後、パブコメとかそういったものの配慮は、出
した人に対してのこともありますけれども、市民
はこういう考え方をしていますということを広く
進めてもいいんじゃないかと私は思ったんですけ
れどもね、ちょっと閉鎖的じゃなかったですかと
いうことを申し上げたいわけなんです。いかが
ですか。

○市民部長

これは、今までの例に沿って、うちのほうも公
表をさせていただいたということですが、このパ
ブリックコメント制度の運営と申しますか、そう
したものについては、私どものところで一括し
てやっとならということではございませんので、
企画部のほうでやっておりますので、またそう
したところへも一度お話をさせていただきたいと、
こういうふうに思います。

○池田福子委員

市民の理解と市民の参加ということをやるとな
らば、ぜひそうしていただきたいと申します。今
後ですね。

もう一つ、順次伺っていきたく思うんですけ
れども、ここにオブザーバーとして愛教大の先生
ですよ。あれですか、この愛教大の先生は経済
学科か経営学科か、そういう、そっち方面の専門
家という意味ですか。

○経済課長

水野英雄先生でございますけれども、国際経済学、
経済政策、そういう分野の先生でございます。

以上でございます。

○池田福子委員

例えば、国際経済ですよ。この方一人だけが
オブザーバーということだと思わすけれども、
もし国際というものも大切かとは思いますが、
もうちょっと地場に近い経営の先生たちも見
えるものですから、愛教大ということに限らな
くても、ほかの大学なりから、中小企業、零細
企業とここでうたっているわけですので、その
方面に強い方をもうちょっと当たってみてもよ
かったと思わすけれども、そのお考えはなかつ
たでしょうか。

○経済課長

愛教大との連携がありました。その関係があり
まして、愛教大のほうからオブザーバーとし
て選任させていただいております。

ほかの大学という話、今お話ありましたけども、
必要であれば、また今後検討していく必要が
あるかもしれませんけども、今現在は、この懇
話会のオブザーバーとして水野先生にお願い
しているというのが現状でございます。

○明石委員長

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時58分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

先ほどの続きからお伺いいたしますので。私
も出したんですけれども、その中で人づてに聞
くと、ちょっとわかりにくい部分もあったら
しいよということをお聞いているんですけ
れども、だったら、質問しに来てよという
気持ちはあるんですわ。どこがわかりにく
かった、これはどういう意味かとい
うことがあったらね、せっかく出している
ものから、そのリアクションがあつてもよ
かったんじゃないかと思うのと、懇話会があ
つたんなら、それは傍聴が可能でしたか。

○経済課長

懇話会の審議会は傍聴できるようになっております。懇話会に関しては、傍聴できますというようなホームページ等で周知等はしておりませんが、要望があれば対応できたかなと私は思うんですけども、一般の審議会とはちょっと違いましたので、その辺のちょっと細かい、具体的にどういうふうに対応するかというのは、あったときに検討することになると思いますけども。その辺はちょっとはっきりしたことが。

済みません、傍聴者がいました。そう言えば、1回。ですから、要望があれば、傍聴できたということでございます。

○池田福子委員

そうしましたら、提出するときに、そのことは教えていただきたかったですね。全文を公表しないなら。せめて自分の出したものがどういうふうに取り扱われていて、どういう過程を通過してこういうふうに集約されたのかということを知りたい人は聞きたいと思いますので、今後のこともありますもんで、傍聴もできますということをはっきり当事者には言ってください。特に、当事者には、ということをお願いしたいと思いますけど。

○経済課長

今後、そういうことに関しては検討させていただきたいと思います。

それから、先ほど、意見がありましたパブリックコメントの関係をちょっとここで言わせていただきたいと思います。

知立市パブリックコメント制度実施要綱の第7条に実施機関は提出された意見等を考慮して、計画等の意思決定を行うものとする。第2項で実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該計画等の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする、これにのっとり実施させていただいたということで御理解していただきたいと思います。

○池田福子委員

では、それがいつできたかは、ちょっと存じ上

げないんですけども、今後、そのパブリックコメントというものをもっと前面に出すようになりましたら、またやり方を考えていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○市民部長

先ほども申し上げましたが、このパブリックコメントの制度というのは、企画部のほうで所管をしておりますので、そういう御意見をいただいたということはしっかりとお伝えをしてみたいと思います。

○池田福子委員

そうしましたら、済みません、個々の問題で、ちょっと確認させていただきたいと思いますので、第2条なんですけれども、多分、私の解釈だと思いますが、第2条の第3項、市内に事務所または事業所を有する者を言うと言っているのが、これは本・支店関係の収支を決算する本店という意味でいいのでしょうか。本店が知立市内にあるということで解釈したんですけど。

○経済課長

本店というふうには言っておりません。

○池田福子委員

そうしますと、一支店で、名前だけあって、収支決算もよそで、税金も向こうでという場合でもいいわけですか、対象としては。

○経済課長

中小企業者、市内の事務所または事業所を有する者でございますので、該当すると思います。

○池田福子委員

じゃあ、わかりました。そういうことですね。

ページめくっていただきまして、第4条と第6条をちょっと関連させて考えさせていただきたいんですけども、大企業の役割で、大企業は事業活動を行うに当たって地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業の健全な発展に協力するものとする、とありますよね。大企業の役割として、こういうものがあるんですけども、今問題になっているのは、大企業の優越的地位の乱用のようなものがありますよね、フランチャイザー、フランチャイジーの問題もこ

れに当たるんじゃないかと思うんですけども、そこで困ったときにということで、第4条なんですけれども、この市の責務の中に、困ったときの相談機能の窓口ぐらいは市で設けてもらおうと、市の責務としてね、重要なんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○経済課長

現在は相談等の経営相談その他に関しましては、商工会のほうにお願いしているのが現状でございます。今後、懇話会の中でそういう意見が出れば、また検討していきたいと考えております。

○池田福子委員

商工会がまた出てきたようなんですけれども、商工会のメンバー以外の方が結構いらっしゃるということで、そこへ行くわけにいかないというときに、市が窓口ぐらいの役割は。そこからここへ行ってください、あそこへ行ってください、相談に乗ってもらえますと、つないでおきますという、そういうつなぎぐらいは市の責務として設けるべきじゃないですか。

○経済課長

現在、市のほうのホームページに、県や愛知の産業振興機構等の市からの情報提供は行っております。そういうところで相談業務もやっているところがありますので、そちらの案内をさせていただいておるんですけども、今、市で現在そういう業務をやっておりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○池田福子委員

やはり、高齢化もしておりますもんで、事業主さんたちが。ホームページと言われてもぴんとこない方も多いと思いますので、ここでも相談の窓口で承りますぐらいは、今おっしゃったように進めていただきたいと思います。

続きまして、ちょっと、第8条、金融機関ですね。ここでも相談機能の一つ加えていただきたかったんですよ。お金の貸し借りだけではなくて、経営相談という項目を、金融側としてもそのほうがスムーズに事業できると思うもんですから、具体的にそれを入れていただきたいなと思うんです

けれども、どうでしょうか。

○経済課長

金融機関も経営相談ができるような、今方向になっておると思います。今後、条例等の改正がある場合には、それも一つの検討課題ということで考えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○池田福子委員

そうしましたら、第10条なんですけどね、小規模企業への配慮ということで、経営支援をしていかなければならないんですけども、具体的にはどうですかね、これは何をしたいこうと思いでしょうか。

○経済課長

第10条の努めなければならない、これに関しては、今後の振興策の中で、今やっている事業もあるんですけども、それとは別に今後どういうふうにやっていくかということの小規模業者への配慮に関しては、特にウエートを高くしておりますので、1月以降にやっていく検討会の、懇話会の一番の課題かなと思っておりますので、今後、どういうふうにやっていくかということを検討していきたいと思っております。

○池田福子委員

小規模企業ですよ、ですから家族経営もここに含まれると思うんですけど、一番の弱みが情報機能なんですわね、小規模経営というのは。経営資源として、人・物・金とよく、それは三つは言われますけれども、もう一つ、情報を加えていけないといけないんですけども、やっぱり小規模企業経営の方は後継者の不足ということも言われておりますもんで、その辺の支援のほうも考慮に入れていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうかね。

○経済課長

後継者支援の関係に関しましては、この懇話会の中でも常々話題になったということでございます。後継者が、今経営している方が年が多くなって、後継者がいないという、この実態はよく把握しております。その辺の対応も今後検討してい

たいと考えております。

○池田福子委員

ぜひよろしく願いいたします。目に見える形でお願いしたいと思っております。

続きまして、第12条なんですけれども、イメージとして言ってください、第6項、産業の集積、商業の場合か、工業の場合かで違うと思うんですけども、これはどのように考えて、どのように進めようとしていらっしゃるのか。

○経済課長

今、第6項で私どもが考えておるのは、空き店舗対策事業のことを考えとったんですけども、工業のほうというと、どういうことかということ、ちょっと、うちが基本的に今考えていたのは、空き店舗対策を第6項で考えておりました。

○池田福子委員

事例で結構ですので、どのようなことをお考えですか、空き店舗対策。

○経済課長

具体的な事業は今後検討していくわけなんですけども、空き店舗対策ですので、例えば新規就業者に対する家賃補助だとか、そういうようなものも今後検討していけたらと思っております。

ちりふ家が今までやとった事業ですけども、それを今、中断しておりますので、今後の検討課題で、ただ予算が絡む話ですので、一概には言えませんので。今後の計画の中で検討していきたいと思っております。

○池田福子委員

これが、じゃあそれを集積というかどうか、ちょっと疑問には思うんですよ、集積というと、寄り集まっているんなメリットのある店舗のメリット同士を生かそうと、集合体によって、それによって利便性を図ろうということだと思うんですね。どうでしょうか。

○経済課長

いろんなこと考えられると思うんですわ、例えば産業立地のことも考えられると思うんですけども、そういうようなことに関しましても、この中小企業振興条例の中身と、どこまで範囲にするか

ということもありますので、その辺は、今後の本当に検討課題とさせていただきたいと思っております。

○池田福子委員

ぜひ進めていただきたいし、活性化させていたきたいと思っております。ですから、そういうところだと、例えば一人でもできる事業から始めようとかいうスタートでいいと思っております。皆さんが寄ればいいということになると思っておりますけど。

最後に、ずっと羅列していただいて、いろんな機能のことをお話しいただきましたけれども、結局、計画して、それを進めて、チェック機能がないと、そのまま埋没してしまうわけですね。ここで計画と進め方までは伺ったんですけど、チェック機能の欠如がちょっと気になるんですけども、それがどこまで進捗しているかという、チェック機能のほう、これをどのように進めようと思っていच्छやいますか。

○経済課長

チェック機能に関しましても、基本的に懇話会の中で進捗状況のチェックをしていくという考え方を持っております。お渡しした要領の中では、平成25年3月31日までということになっておりますけども、また平成25年4月から新たに懇話会のほうを開催していきますので、継続していくということで御理解していただきたい。その中で進捗管理も実施していきますということでお願いいたします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

まず、大体出尽くしたかなという感じがしますがけれども、まず一つ確認ですけれども、第12条のところにあります施策の基本方針、これは第4条のところで市の責務という形でありますけども、本会議質疑の中で、3年間というようなことがありましたけど、確認をさせてください。

○経済課長

実行計画に関しましては、平成25年度に関しましては、当初予算に事業を盛り込んでいくという考え方を持っております。それで、平成26年以降

にしましては、3年程度の実行計画をつくりまして、実施計画のほうに乗せられるような形で、6月ぐらいをめどに実行計画をつくっていききたいと、それがうちのほうの今の計画でございます。

○佐藤委員

そうすると、来年はこの懇話会の中でこの計画を、平成25年度については条例施行初年度ということで、当初予算に、3年間の計画ではないけれども、乗せると。しかし、これで見ると、予算措置やその他をすることを考えると、その中に新たな事業がその中に盛り込まれるのかどうかと、それは懇話会次第だという話になりますけれども、ただ、その後の3年間の計画、それがいわゆるローリングプランとリンクする形でやられるということですけども、来年度については、どんな感じなんですか。

○経済課長

来年度の予算にしましては、今査定中でございます。実施計画の中で盛り込まれたものもありますけども、それが具体的に必ず予算化するというのもここではちょっと言いづらいところもありますので、事業計画の中で、今ちょっとここに実施計画持ってきておりませんが、何点か、ちょっと改正された部分はありますので、見ていただいておりますか。

○佐藤委員

そうすると、策定については、平成26年から3カ年ということになりますと、平成25年度は従来の事業から大きく出ることはないような感じもしますけれども、いずれにしても、具体的には平成26年度以降と、こういうことになるんでしょうか。

○市民部長

今お話に出ておりました実施計画、これが即、この中小企業振興条例に基づくものかというふうに言われると、そういうことではありませんが、少しでも中小企業の振興に資するということからすると、今、実施計画で来年度以降、想定をさせていただいておりますのは、例えば、エコアクション21、これの取得費用の補助を想定をしております。少しでもこういうものに、環境に目を向け

ていただくと同時に、最近ではこういうものを持っておる企業を優先的にといいますか、採用するというような、そんな流れもあるようでございますので、こうした取得費の補助、こんなものも今予定をさせていただいておりますし、前々から議会でも御質問をいただいてまいりました商店街の街路灯の補助と、こうしたものの拡大ということも予定をしております。

それから、これも本会議で御質問をいただきましたが、中小企業再投資促進事業補助金、いわゆる愛知県がこういう円高になって海外へ出ていってしまう、こんなような事業所を食いとめるために補助を出して、ここでまた事業をやっているという補助金をつくったわけですが、それに対応したものということで、今言いました、知立市では中小企業再投資促進事業費補助金という形で補助をしていく、そんな事業がございます。

主に新しいもの、あるいは拡大するものというところかなというふうに思います。

○佐藤委員

先ほど、池田福子委員も聞きましたけれども、前文の中で小規模企業をうたい、さらに第10条の中でその配慮をうたっていると。そして、第12条のところで、先ほどのところは空き店舗という話が出ましたけれども、この本会議質疑の中では従業員が10人未満が70%以上と、さらに30人未満が90%ということになりますけれども、当然、商工会が加入している方たち、そういう方たちについては、いろんな意見を伺っているんだろうと思いますけれども、こうした方たちの意見の集約を懇話会で、懇話会のメンバーの方たちが、さまざまなメンバーが入っているので、それなりに中小企業の皆さんの意見集約ですね、そういうことを果たされているとは思いますが、私は本格的には平成26年度以降ということであるならば、あえて中小企業の、小規模事業者を配慮するということであるならば、市内のそうした小規模のところにも、やっぱりアンケートなりを実施をして、どうした点で困っているのか、どうした点で力を入

れてほしいのか、そういうこともこの条例に即して考えるならば、実施をしてやるべきではないかと。

かつて、この条例制定に当たって、実態調査をしなさいとか、いろいろ提案させてもらいましたが、それとは別に、あえてその中小企業に配慮するということを、小規模企業を配慮するということであるならば、その施策はきわめてきめ細やかなものでなければならぬのではないかなど、そんな調査・研究を、やっぱり直接、職員体制は手薄かもしれませんが、少なくとも直接出向いて聞き取り調査をするようなことも必要だと思うんですよ。

先進的にやっている中小企業振興条例を制定してやっているところは、やっぱりそういうところに直接職員の方が制定しただけではなくて、伺ってやるという、そんなことも必要ではないかと私は思いますけど、どうでしょうか。

○市民部長

今年度、緊急雇用対策の事業の一環として、経済振興施策に関するアンケートというものをやらせていただいております。これは、市内商工会へ加入している事業所を中心に、中心にといいますか、している方にアンケートを今現在実施しておいて、集計の段階だったと思います。その中で、現在の売り上げといいますか、そんなものの状況ですとか、あるいは経済振興のために、これから国・県・市が力を入れるべきことはどんなことがあるのかと、こんなことをお伺いしておりますので、これのまとめは年度末になると思いますが、こうしたものも参考にして、これからの施策を練っていききたいというふうに思っております。

○佐藤委員

そのまとめができましたら、ぜひ市議会にも資料を提供していただきますようお願いいたします。

○市民部長

このアンケートの結果がまとまりましたら、また皆さんにも御報告をさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

それで、この条例制定に当たって、中小企業基本法が一つの大きなバックボーンになっているということもさまざまな用語解説の中で出ているわけですね。私も以前、この中小企業基本法について、従来、この地域の中小企業の振興は、市の責務ではありませんでした。初めて中小企業基本法の中でこれがうたわれました。ただ、その施策については、小規模事業者は書いていますけれども、多くは今後伸びるであろう事業について、大きく支援をシフトするような中身になっているのかなというふうに私は認識しておりますけれども、そんなことから、県の行っている施策もいろいろありますけれども、いわゆる先端産業に類するものなどが主になっているわけです。

この前、知立市でも1件、中小企業の再投資促進事業補助金交付要綱というものをつくって、そういうものをやるということになりました。ここには、要綱の中でアからカまで、具体的な事業分野が提示をされております。そして、オにおいて、この企業立地の促進等における地域の産業集積の形成及び活性化に関する法律というものがあって、この西三河地域においてもそうしたものがどういう事業かということがうたわれているわけですが、今回、補助の申請、事業がこの再投資のこの要綱に該当する方が1社お見えだと言われましたけど、それはアからカなのか、それともキなのかね、その辺はどうでしょうか。

○市民部長

うちの交付要綱では、アからクまであるわけですが、今言われる、申請のある1社というのは、アの次世代自動車関連分野、これは通常の自動車関連を含むということになっておりますので、いわゆる自動車関連ということで、この分野でございます。

○佐藤委員

それで、もう一つお聞きしたいんですけど、この条例については中小企業者の責務ということで、みずからが努力することをうたっているわけですね。みずからが努力することを前提しながら支援を進めていくということですが、

この地域の工業系の知立市内の企業は、例えば自動車産業だって、下請の系列やそういうものが非常に多いのかなと思いますけども、その辺はどうかのかなというふうに思いますけども、実態としてはどうなんでしょう。

○経済課長

この条例をつくる上におきまして、中小企業振興基本条例、基本的に自助努力というのは前提にあるというのが、この懇話会の中の意見でございました。自助努力があって、そこに市だとか、皆さんで協力して盛り立てていこうと、先ほど言いました中小企業、自動車関連の下請だとか、そういうのが多いことは事実わかっておりますけども、やっぱり自助努力が必要だということを前面に打ち出す条例にさせていただいております。

○佐藤委員

そうすると、例えば、なかなか下請、系列、ありますけれども、上のほうの企業がいろんな問題を抱えると、それが下のほうに波及するような関係がずっと、下請、系列の中であるわけで、例えば、ものづくりの墨田区だとか、東大阪市だとか、いろんなところはすぐにそういうことが望めるかどうかということは別にしても、下請だけではなくて、自主的な自社製品の開発だとか研究だとか、そういうところにシフトしたような取り組みも市が支援をするというようなものもあるわけで、これから本当に基本条例に基づいて、こうした企業を支援していくということになると、そうした情報、それから技術に関する情報、市場ニーズ等を含めて、そうした人たちに提供するようなことも必要になっていくのかなというふうに思います。それは商工会が一つ果たすということもありますけれども、もう一つは、ここの中で、第9条の中で、大学等教育機関との役割ということで、愛教大と連携協定を結んでいるわけですが、ここには人材の育成及び研究成果の普及、市が実施する中小企業振興に協力するように努めていくということになりますけども、今現在は、この懇話会に愛教大の経済学者の先生が入っているわけですが、市内の商業、工業含めて、そうしたノ

ウハウを、技術やそういうことを含めてやれるような大学とも連携すべきではないかなと、私は思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○経済課長

委員が言われましたように、2010年12月に愛教大との包括協定を結んでおります。その関係もありまして、うちのほうから愛教大のほうに依頼しまして、水野先生が今オブザーバーとしていらっしゃいます。

包括協定も愛教大だけではなくて、ほかの大学とも今後結んでいく方向もありますようですので、そういうものを活用しまして、優秀な方にアドバイスがいただけるように検討していきたいと考えております。

○佐藤委員

先ほど、小規模事業者へのアンケートと、現在実施をされているということですが、例えば工業系の皆さんを含めて、いろいろ情報がさまざまなルートを通じて技術やそういうことを通じて入ってくるかというふうに思いますけど、そういう方々についても、今日の経済情勢と親会社、そういう系列が多い中で、どのような形でみずからの新規の事業や新製品の立ち上げをやっていくのか、そうした考えがある企業があるのか、そうしたことも含めて、やっぱり実態調査、アンケート調査をするなりして、本当にこの条例を制定して、実効性ある中身になってきたということができるようなことも必要ではないかなというふうに思うんです。そう思うと、先ほど経済課長は他の大学との連携ということがありましたけれども、そうしたものを踏まえた上で工業系や技術系の大学や、そういうことも連携することも必要ではないかなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○経済課長

連携の事務に関しまして、経済課のほうで今担当しておるわけではございません。ただ、そういう大学の先生たちのアドバイス等は必要だということは十分理解しておりますので、研究はさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

もう一点、第12条のところで、先ほども7ですけどね、市内の加盟者を有する特定連鎖化事業を行う者に対して当該加盟者である中小企業者に対して第5条の規定の遵守について指導するように協力を求める、これはフランチャイズの大もとのところに、例えばこの第5条ですと、まず一つは責務ということが先ほど言われました。そのほかにも、市が実施するところに協力をすると。今現在は、なかなかそういう実態にないということでしょうか。

○経済課長

きょう、商工会の会長が言われましたようにフランチャイズ、こういうようなところに関しましては、今商工会に入っておられないところがほとんどでございます。ですから、そういうところに関しまして、市の商工会に加盟していただいて、事業をやって、市とともに。市は商工会と今連携結んで、ある程度の事業をやっております。

そうすると、先ほど言いました加入されている63%以外の方に関しての、先ほどの事業をどうしていくかということがありますので、その辺との絡みもありますので、なるべく商工会に参加していただくような方向でやっていただきたい。けれども、37%をほうかっておくわけじゃありませんので、それに対しても何らかの施策を打っていかんにかんというのが市だと思えます。ですから、両面あると思うんですけども、市としては市内の全体の中小企業の振興を図っていくというのが基本ですので、フランチャイズチェーン、これに関しましては振興を図る一つの中に入りますので、その辺を今後どうやっていくかというのを検討していきたいと思えます。

○佐藤委員

そうすると、商工会に一番この地域を代表する団体ですので、加盟することが望ましいわけです。しかしながら、任意だということがあって、加盟をされない、そういう方々も見えるわけですので、今、経済課長が言われたように、そうした方々も含めて、フランチャイズばかりじゃなくて、それ

こそその中には小規模事業者、企業者がたくさんおることが想定されるので、そうした方々も対象に、施策を打っていくと、商工会の意見、中小企業者、商工会に加盟している小規模業者の皆さんの意見を聞くと同時に、そうじゃない皆さんについても、どういうルートでどういう方法があるか私はわかりませんが、工夫していただいて、そういう方たちの御要望や御意見もこの施策の中に具体的に反映されるような取り組みをぜひ研究していただいてしてほしいと思えますけど、どうでしょうか。

○経済課長

言われたこともよくわかりますので、どうやってやるかというのがちょっと難しいですけども、今後研究課題とさせていただきますと思えます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

相当質疑が長くなっていますが、一つだけ、ちょっとお聞きしたいんですが、私どものところへ中小企業振興策検討懇話会開催要項、要項を配っていただきました。これによりますと、委員の委嘱の任期は平成25年3月31日までということになっておりますので、この要綱は、この条例ができれば一応これで役目を果たすのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○経済課長

この要領を見ていただきますと、下の附則のところに、一番最後に、この要領は平成24年10月1日から施行するというので、一度改正をさせていただきます。この改正が第2条の(2)中小企業振興策の検討を行うことということを入れさせていただきます。この10月5日の段階で、振興策の検討を行うということも入れさせていただきます。この議会の議決が終わりますと、1月に振興策の検討のまず1回目の会議をやる予定で今準備しております。

○石川委員

ということは、この要綱がそのまま継続されるということですね。

○経済課長

平成25年3月31日までは、この要領が継続して実施していきます。それ以降も継続して懇話会は開催していくという予定であります。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

○石川委員

今から自由討議を行ってまいりたいと思います。

それでは、私も実は自由討議に入るときに、修正案というものを持っておりますので、これを皆さんにお配りしたいと思います。参考資料といたしまして。皆さん、お手元に行っていないね、まだ。

○明石委員長

では、今から参考資料を配付いたします。

(参考資料配付)

○石川委員

今お手元のほうにお配りさせていただきました振興条例についての修正案、参考資料としての修正案を今お手元のほうへ配付させていただきました。

それをちょっと朗読させていただきますと、前文から第12条までは原案のままで、第13条に知立市商工振興会議を加え、原案の第13条、第14条として、以降、条ずれをするということであります。

ちょっと、中身を朗読させていただきますと、知立市中小企業振興会議。第13条、市は中小企業振興施策を調査・研究し、市に提言することを目的とした知立市中小企業振興会議（以下、振興会議という）を設置する。

2、振興会議は、中小企業の経営者、商工会関係者、学識経験者、消費者、公募市民、行政機関の職員等、多様な構成員により構成する。

3、振興会議の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げず、委員が欠けた場合における補

欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

4、振興会議は委員12名以内をもって構成する。

5、前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に必要な事項は規則で定める。

ということでございます。あと、解説のほうもちょっと読みたいと思いますが、幅広い立場の方々の参加のもと、この条例の趣旨を生かし、中小企業の意図を直ちに聞きながら、中小企業の振興施策について調査・研究するための組織として、知立市中小企業振興会議を設置することを規定したものです。調査・研究し、市に提言する。市長の諮問を受けて、審査を行う場合もありますが、主として独自に中小企業振興のための施策を調査・研究または効果検証し、これを市に提言することを目的としている機関です。

多様な構成員により構成する云々、刻々と変化している経済環境の中、適切な調査・研究を行うためには、幅広い立場の委員によって議論がなされる必要があるため、これを規定しています。という項目を第13条として加えたいと思いますが、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

○坂田委員

今、うちの会派長から、この参考資料に基づく提案をさせていただきました。この提案したということは、今定例会において我が会派の議員から質疑の席において、やはりこの条例を制定するからには、これをしっかりとこの条例に、第1条にもありますように、目的に沿って市の経済の発展及び市民の生活の向上に寄与することを目的となっております。こういった目的達成のために、ある面ではしっかりとしたチェック機能の機関として設けていく必要があるのではないかと、そういったことを提案させていただきました。

先ほども池田福子委員からチェック機能について、機関についてはどう考えているのかということで、当局からは、この懇話会に基づいて、懇話会でまたチェック機能を果たしていくということでしたけども、やはりチェック機能を果たすには、条例にしっかりとそこをうたうべきでないかということで、こういった形で提案させていただきました。

した。

ぜひ、ほかの会派の皆様方の御意見を伺い、今後、この我々の提案に対して、どういった形で進めていくか、議論していただきたいと思っております。

とにかく初めての機会でございますので、いろいろ我々の提案にも不手際はあることは承知の上ですが、それを踏まえて御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○池田福子委員

第13条の第2項なんですけれども、振興会議は中小企業の経営者、商工会という、固有名詞になっているんですけれども、こちらで直したときは団体ということで、直っているんですね。商工会関係者というような固有名詞であるべきかどうかというのが一つと、それから懇話会の委員なんですけれども、9人のうち4名様までが商工会なんですけれども、これは、公平と言えるかどうか、私疑問に思うんですが、9人のうち4人が商工会、オブザーバー入れれば10人なんですけれども。

○石川委員

今、私どもが提案していますのは、12名以内ということで、今の現状の、このメンバーをそのままということではありません。

○池田福子委員

そうは言いますが、12人のうちのまた4人だとしても、ウェートが高いんじゃないかと思えます。

失礼いたしました。ちょっと勘違いがありましたけれども、どちらにしても、商工会への偏りがちょっと強いんじゃないかなということを感じました。

○石川委員

こういう項目を今提案しているだけでありまして、中身は、これは今おっしゃったように、商工会の関係の人ばかりというわけではありません。

○池田福子委員

だから、商工会という固有名詞はやめて団体としたほうがいいんじゃないですかというふうに私は提案しているわけです。提案だけです。

○坂田委員

提案は提案としてお聞きして、またこれから議論を深めていかないと、きょう、この場でこの案でいこうというわけじゃないですので、あくまで参考資料として出ささせていただきましたもので、まだこれからいろんな会派の方の御意見等を伺いながら、もうちょっと練っていきたくい。あくまで参考資料ということで、いろんな御意見をお聞きするというごことをお願いしたいと思っております。

○高木委員

これを見せていただきまして、先ほどの中小企業の振興検討懇話会のメンバーよりも、出されました参考資料を見ますと、中小企業の経営者ということで、この方たちは商工会の会員ではないというようなことも思われるわけですね。ということは、商工会の関係者であっても、中小企業の経営者であっても、たくさんの方がこれ入れるというような参考資料になっております。それから、私が先ほど言わせていただいたことが、ここの中の解説の中にあります、一番最後なんですけど、多様な構成員により構成するというごこと、刻々と変化していく経済環境の中の、この適切な調査ということが含まれておりますので、この参考資料、とても私もいい勉強をさせていただいていると思っております。

○佐藤委員

まず一つは、基本的には本会議で田中議員が提案した中身がこうした形で出ているのかなというふうに思います。

それで、さまざまな自治体の振興条例がありますけれども、そうした計画を進行させる、そうしたものを設けているところも結構あるのも実態だなというふうに思うんです。

それで、一つお聞きしたいんですけれども、中小企業の振興施策を調査・研究と、こういうふうにあるわけですか。こちらの懇話会のほうは中小企業振興策の検討を行うと、これはどういう違いがあるのかなというふうに思うわけなんですけども、12名であっても、例えば私、先ほど小規模の方たちがどんなニーズをお持ちなのか調査をしたらどう

ですかと、今やっていますと。またさらに、工業系のところで技術革新やそういうことを含めて、調査・研究、アンケートとりなさいというようなことも行いましたけれども、12名がそうした調査・研究、市と協力しながらやるという、そういうことでしょうか。そんなことも含めてやるということでしょうか。

○石川委員

言葉のとおりでありまして、12名以内ですから、12名丸々ということではありません。

○佐藤委員

私が聞きたいのは、内容を、どのようなことを、施策だから幅広いわけですが、どんなことを想定して調査・研究と、こういうふうになっているのかね。どの範囲の中で、この機関が調査・研究が可能なかということもありますし、その辺、どんなものなのかなということをお聞きします。

ただ、こうした中身で、きちっと条例の中に入ったっていくということは、いずれにしても必要だし、また条例の権威を高めることになるというふうには私に思うのでね、懇話会という形で同じようにやっているからいいんだということじゃなくて、条例の中にきちっと、こういう形が全てかということとはともかくとして、練り上げればいいわけですが、そうした形をもって、条例の権威を高め、実効のあるものにするということも当然必要なことは私に思いますけれども、どうでしょうか。

○石川委員

そのとおりであります。

○佐藤委員

先ほど、坂田委員がこの場で決めるものではなくて、これからもんでいくものだと、きょうは30分だけですのでね、これ提案されて、このままいきますというわけにはまいらん中身なのでね、これをたたき台にして、私は練り上げていくことはやぶさかでないし、いいというふうに思います。

○坂田委員

各会派の御意見、それぞれお聞きしましたけれども、参考までに、当局の部長、市民部長としては

どのようにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。今回の我々といいますか、今の自由討議の内容について、参考までにお聞きしたい。

○市民部長

今回、この条例の中にこうした振興会議というものを設けてはどうかというお話でございます。ちょっと、はっきりわからん部分もありますが、条例でこの振興会議を置くということになりますと、これはいわゆる長の附属機関という位置づけになるのかなという、そんな感じを持っております。通常、執行機関の附属機関といいますと、一口で言えば、市長が市政を執行していく上で、専門的な立場ですとか、あるいは広く市民の意見を聞く必要がある場合に、こうしたものを附属機関を設けて審議をしていただくということが一般的であろうというふうに思っております。

それで、うちの、今回提案させていただいております条例でいきますと、第4条を見ていただきますと、市の責務というものが出てまいります。前段で基本理念に基づいて総合的な施策を策定し、実行するというのが市の責務として出てくるわけですが、この場合において、市は中小企業者及び中小企業に関する団体の意見を適切に反映させるよう努めなければならないという条文でございます。したがって、こうした附属機関を置くまでもなく、市長においてこうした施策をつくる、あるいは実行していくという上においては、中小企業者ですとか、そうした関係の団体の意見を聞いてやっていくんだということが既にこの第4条で制度として決まっておりますので、この附属機関を置く必要性というのは感じられないのかなというふうに思います。

それで、私どももこうした内容の条例がどこかにあるのかというようなこともちょっと調べさせていただいて、これは一番最初に、議会のほうが、委員会ですかね、埼玉県戸田市へ行かれております。その戸田市の条例を見ますと、やはりこうした振興会議というものを置いておみえになります。しかしながら、知立市と違うところは、先ほ

ど言いました、知立市には事前に中小企業者、あるいは関係の団体の意見を聞くということがあるわけですが、戸田市の場合には、こうした規定がございませんので、そのかわりといえますか、振興会議で皆さんの意見を広く聞くという規定があるのかなど。これは私の、戸田市の条例を見た感想ではありますが、そんなことを思いますので、知立市では振興会議ではありませんけども、ちゃんと中小企業者、あるいは団体の意見を聞くという項目がありますので、これで既に意見を聞くことになっておりますので、わざわざ附属機関を置く必要はないのかなど、そんな感想を持っております。

○明石委員長

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 1 時57分

再開 午後 2 時36分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで自由討議を終わります。

本議案につきましては、審議未了のため、本会期中におきまして、再度委員会を開催し、審議をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

では、そのようにします。

これで自由討議を終わります。

議案第59号 逢妻衛生処理組合規約の変更についての件を議題とします。

直ちに審議に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑は終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号について、挙手により採決します。

議案第59号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第59号 逢妻衛生処理組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

33ページ、3款2項3目の003の母子生活支援施設措置費のことでお伺いいたします。

この費用は、DVということを知りましたが、これも、これ、当初予算ですと570万7,000円になっておりましたけれども、また大幅にふえているようですけれども、逆でした、済みません。790万円ついておまして、今、ここで570万円ついたんですけれど、そのわけをお聞かせください。

○子ども課長

母子生活支援施設措置費の補正570万7,000円でございますが、当初入ってみえた方、プラス当初の段階では予定という形で予算組んだものが709万7,000円であったものが、今年度、1人、実は残ってみえた方が退所された。それに対して逆に、退所された方以降に、3名の方、3名というか、3世帯の方が入所を新たにされたと、9月以降にばたばたとあったわけですが、そういった形で当初予定していたものよりも件数が多くなったということで、それに対応するために507万7,000円補正を上げさせていただいたというものであります。

○高木委員

こういう措置のお金なんですけれども、これっ

て、施設の利用というか、施設というか、住居とかですけれども、どれぐらい保護をすとか、何か決まりがあるものでしょうか。

○子ども課長

施設の費用の内訳としては、施設の若干多い少ないはあるわけですが、その施設の事務費、それから一般生活費、それから冬なんかは10月から3月ですけれども、採暖費、あるいは子供がいる場合、被虐待児受け入れ加算というものがありまして、ある施設はおおむね1年に414万9,000円余かかります。大体400万円近い数字が1家族というんですか、措置をすると費用がかかるというようなことになります。

○高木委員

私がお聞きしたかったのは、これが、要するに1年も2年も続くのかとか、要するに、刑務所から出てきた更生保護施設ですと3カ月というような決まりがありますけれども、これが、先ほども何か、出て行って、また入ってというふうなお話があったんですが、これ、永遠に続くものなのかということをお聞きしたかったんですけれども。

○子ども課長

施設に入所された方は、当然ながら施設のほうの指導、それから子どもも何度か顔を出させていただいて指導させていただく中で、早い方では1年以内で独立というんですか、自分で仕事を探して、外に出られるというようなケースもありますし、以前、今はそんなことはないんですけども、以前に8年近く、ちょっと心を病んでみえた方もあって、長いこと入ってみえたというケースがありますけれども、現時点ですと、大体1年から2年ぐらいでおおむね出られるような状況ではありません。

ただ、それも人によって違いますので、すぐ出ていけというわけにはいきませんので、その辺は指導しながら、できるだけ早く独立するような形をお願いしとるということです。

○高木委員

先日もテレビの、何かテレビ番組でDVの旦那さんのことをやっておりましたけれども、このDV

というのは、どちらかという、男性も女性も今はあると、男の人も奥さんのほうからDVを受けているケースもあるというようなこともありますけれども、これ、相手の旦那さんのほうからお金を市に払ってもらおうとか、そういうようなことはないとか、それとも一つ、国からの保障とか、国とか県からの支出金というのはあるんでしょうか。

○子ども課長

まず、御主人のほうの件については、一切縁を切りますので、御主人のほうからのお金の負担というのはありません。

この措置費に関する国・県の負担ですけれども、国が2分の1、それから県が4分の1、ですので市がそこからいくと4分の1ということになります。

○高木委員

生活保護と同じような形で支援できるというふうに解釈してもよろしいんでしょうかね、今のお金の、お金のというか、県の支出金の話ですと、4分の3が補助が出るというふうで。

○子ども課長

先ほど言いましたように、施設入所の措置費については間違いなく国・県合わせて4分の3は、現時点だけというところであります。

○高木委員

知立市のほうも、今お聞きしまして、8年間もそういう実態にあられた方が見えたということで、今はお元気になられたということで、こういうことがあるということも私どもも知りませんでしたけれども、今、これはふえつつあるんでしょうか。

○子ども課長

DVに限ってですけれども、の回答であれば、以前よりはちょっと多いのかなというふうに感じております。

○高木委員

知立市は住みやすいまちですし、優しく接しなければならぬので、十分な措置を講じてあげていただきたいと思いますので、次に、変更まして39ページ、4款1項5目の001の逢妻浄苑

の業務委託料ですけれども、これちょっと、239万3,000円と、当初予算より多くなっております。これは、ことしの条例が変わったせいで利用者が多くなったということでしょうか。

○市民課長

今回、あそこで働いてみえます逢妻浄苑で働いてみえます再任用職員が平成24年の、ことしの10月31日にけがをされて、その病名が第12胸椎圧迫骨折、多分背骨の上から数えて12番目の骨折を、圧迫骨折されたということで、8週間の加療を要する診断書が出ました。それで、当初予定していた日数よりも増加したということで、これだけの補正をさせていただきました。

以上です。

○高木委員

済みません、もう一度。けがをされた方、第12胸椎を負傷されて、それでこの予算がふえたというのは、委託料がふえたというのはどういうこと、もう一度済みません。

○市民課長

当初、一応120日ということで、一応これは再任用職員につきましては週4日勤務です。それで、週4日勤務を、今再任用職員がしているわけなんですけど、そうすると、ほかの週3日はどうするかという話になりますので、その週3日については業者のほうに委託しております。そして、1カ月ずつ、一応再任用職員が働く日にちと、それから業者に委託する日にち、年間で一応120日業者のほうに委託しております。それで、こういった8週間、56日ですよ、それが休みが出てきますと、それじゃあ、誰にそれを委託するかという話になりますと、やっぱり業者に委託しなければいけないと。それで、当初予定していた日にち、それが多くなりますので、その分を今回補正をさせていただきました。実質的には71日多く補正をさせていただきました。

以上でございます。

○高木委員

この、まず業務委託料というのは、今のお話でわかったんですけど、これは委託料なんです、

当初予算の中でも、人件費という、人件費とは違うんですけど、委託料がこれの当初は1,039万5,000円でして、それでこのけがをされたということで、このお金がふえましたよということで、これは私どもは、これを、お聞きすればよかったですけども、ことしから、使用料が市内は無料になって、ふえたもんですから、それによって委託料がふえたのかなというふうに解釈しておりますけれども、今、この使用料が無料になって、知立市内、この浄苑のほうの使用回数とかはふえたのでしょうか。

○市民課長

今、ふえたかどうかという話なんですけど、その中で、そちらのほうに燃料費がございます。それ、灯油ということで理解していただきたいと思えます。それは、人体だとか動物だとか、そういったものを焼却するために、逢妻浄苑につきましては灯油を使っております。それで、今回、灯油代も少なくなると、要するに実際、昨年の4月から9月までの人数と、ことしの4月から9月までの人数が37人増加しております。そのため、灯油につきましても、一応予算を上げさせていただいております。それが59万4,000円だと思います。それに伴いまして、電気料、これにつきましても、やはり施設を使われるということになりますと、電気料もそれだけふえてくるということで、9万7,000円ほど予算を計上させていただいております。

それで、逢妻浄苑の、今回当初私のほうで逢妻浄苑の委託をさせていただいておるのは霊柩車分と、それから火葬の部分がある業者に年度当初委託しております。これを年間の経費が1,185万円というふうで契約をしております。その中で、先ほどお話をさせていただいた239万3,000円につきましては、申しわけございません、要するにけがをされたということで、その分がやはり増加するというものの経費が、先ほどお知らせしました239万3,000円ということになりますので、その分がまたふえるということでございます。

以上です。

○高木委員

委託の職員がけがをされてということで、これは職場でけがをされたのでこういうことになってきたんだろうと思いますけども、施設のほうの修理、いろいろな議員もおっしゃっていますけれども、利用がふえたということで、これからもますます知立市の逢妻の浄苑のほうが忙しくなると思いますけども、十分に注意をされるように、よろしくお願いいたします。

続きまして、41ページの衛生費、清掃費のほうの刈谷・知立環境組合の分担金ですけれども、9,309万9,000円ですけれども、この減の理由をお聞かせください。

○環境課長

刈谷・知立環境組合分担金の減額ですが、主なものを申し上げますと、クリーンセンター管理費につきましては、再任用職員の人件費が1名減で352万8,000円、黒鉛電極、これはフラグの生成に必要な消耗品なのですが、これの単価の下落や燃料費の削減による需用費が3,260万円、旧工場棟解体に伴うフラグの施設内利用、これが運搬費が減額になりまして3,555万円、粗大ごみ前選別等、委託の契約差金1,332万円、こういったものがあります。また、余熱ホール管理費につきまして、プール施設管理費委託等の契約差金も870万円が減額されております。大体、重立ったところはこういったところでございます。

○高木委員

昨年度もこの12月の議会におきまして1億1,815万8,000円が減額ということで、前年度なっております。こういう減額というか、負担が変わるといえるのは、いつこれわかるのでしょうか。

○環境課長

それぞれ契約というのは、年度の初めからいろいろ追っていつ発生がしていくものですから、この日にどんということはないかと思えます。ただ、この慣例ということではないかもしれないんですけど、予算的にも刈谷・知立環境組合自体が21億円強という予算を伴う事業を行っておりますので、それぞれの契約も大きなものがあるかと思

います。そういったものが積み重なっていくんですが、大体12月にそれだけのものが、まあまあ固まってきてしまうものですから、済みません、具体的な何月が多いとかというのは、ちょっとわかりませんが、12月までにはおおむね大きなものが出てきますので、この時期に環境組合につきましては補正を出させていただいているということを知っています。

以上です。

○高木委員

昨年もこの12月に約1億円、また今議会におきましても9,300万円というような大きなお金が減額、負担金が減りましたよという市長からお話がありましたけれども、当初からこれだけ大きな、1億円もがあれば、もう少しほかのところで当初予算に使えるのではないかなということをおもいましたけれども、来年度も、またこのように1億円ぐらい減らす見込みの予算が立てられるのでしょうか。

○環境課長

環境組合のほうと連絡会議というのが議会のない月に毎回開いております、私のほうからも、そういう御指摘が議会のほうからあるので、なるべく精査してという話はさせていただいております。ただ、先ほど申し上げましたように、刈谷市と知立市、両方とも全ての市民の方の焼却を担っておる施設でございます、21億円強という大きな予算を伴う施設でございます。契約もそれなりに大きな金額の契約が多いと、先ほどの差金の金額を申し上げても、いろいろ企業努力もされている結果ということも聞いております。全てが精査不足というわけではなくて、売電による収入だとか、それもPPS、そういった今回も商社のほうに電気を売って、それでもコストダウンに努めた、そういったことも加味されておりますので、重々伝えてはおりますが、精査することとはとても大切なことですので、今後も連絡会議のときに申し上げていきたいと思

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

手短かに質問させていただきますけれども、31ページ、民生費の1項社会福祉の2番、老人福祉の項目なんですけれども、023地域支え合い体制づくり事業というのなんですけれども、これはどのような事業なんでしょうか。

○長寿介護課長

こちらの事業につきましては、県の補助金がつく事業でございまして、19ページのほうにも、歳入のほうに263万円で上げさせていただいておりますけれども、同額の数字を今回歳出のほうでも上げさせていただいております。こちらは、県の補助金ということで、地域支え合いづくり事業というような、要綱に基づきまして、私どもこれ年度当初から10分の10の補助金がある事業でございまして、何かいい事業ができないかなというのは検討しておりましたけれども、今回、老人クラブの方たちとお話をする中で、57の老人クラブありますけれども、定期的に各町内を巡回していただいて、例えば何か郵便物がポストにたまっているですとか、そういうような発見ですとか、そういう狙いを持って、それに合わせて、もちろん歩く方も健康維持にもなりますし、それからそういうボランティア意識も高まりますし、そして最初に申し上げました異常を早期に発見していくと、こういうことで、皆さんに帽子をつくりまして、帽子を配布したいというふうに考えております。老人クラブの方は今3,200名ほどいますので、これ全員が全員、強制ではもちろんありませんけど、やっていただける方に、老人クラブを通じて配布していきたいと、そういう事業でございます。

○池田福子委員

わかりました。ありがとうございます。

その次の項目の016の自立支援医療事業の中の更生医療費支給扶助費、これが1,500万円ということで、当初予算に対しても、50%ぐらい増加しているんですけれども、更生医療というもの自体、ちょっと済みません、勉強不足なんですけど、その辺、教えてもらえますか。

○福祉課長

更生医療につきましては、自立支援医療という形を言っておりますが、自立支援法の中の、主に身体障がい者、身体障がい者の方で、18歳以上の方ですね、この方の体を治すためというんですかね、障がいを撤去する、除去する、そういった軽減する、そういった手術とか、そういったものを使う費用になります。ただ、主なものについては、どちらかというと、人工透析の通院の方とか、あと入院等によって、心臓の手術をされる、そういった方が主なものになります。

以上です。

○池田福子委員

そうすると、1人に対して、かなり高額なものですよね。利用された方は、どれぐらいの人数、わかりますか。

○福祉課長

申しわけございません、ちょっと今資料が手元にありませんので、また後で御報告させていただきます。済みません。

ごめんなさい、件数なんですけど、平成23年度のちょっと実績しかありませんが、今の腎臓の関係ですね、人工透析の関係で124件の方が入院等をされている部分ですね。それと、通院で852件の方、件数ですので、延べになりますので、この件数で、これがほとんど、90%、100%に近い数字でやっております。

以上です。

○池田福子委員

これを考えると予防とか、そういったものが大切だなという感じがしてきますよね。そうしましたら、ありがとうございます。

続いて、33ページ、お願いしたいと思いますが、33ページは高木委員が聞いてくれまして、その次、35ページ、保育園費のところ、19の002のところの臨時職員賃金ということで、ついておりますが、1,600万円余、これは途中で退職した人たちの補充で待機児童対策ということでいいんですかね、そういうふうに考えれば。

○子ども課長

待機児童対策というんですか、結果、4月以降に、特に未満児の入所が、だんだん年度末にふえていくということで、その対応で、補正予算を組ませていただいたというようなことであります。ですので、待機児童対策も含まれていることだと思います。

○池田福子委員

それで、期間がそうしますといつからいつまでというのと、何人というのを教えてもらっていいですか。

○子ども課長

いつからいつまでというと、ちょっとあれなんですけれども、4月以降、ゼロ歳児のほうで5人臨時職員を採用しています。また、2歳児のほうで1人臨時職員を採用しております。

先ほど言いましたように、当初、平成24年の年度当初ではゼロ歳児が15人であったものが、10月の時点ではもう36人まで膨れ上がっていますので、単純計算で3対1で数字を割ると随分のふえ方をするというので、あとは、中の調整でうまくやるんですけども、どうしても必要な分は補正予算を組ませていただいて臨時職員を充てるというようなことであります。

○池田福子委員

数字的には、待機児童は結局ゼロということにはなりませんよね。その対応だとしても。

○子ども課長

6日の日の時点で調べた数字でいきますと、国基準の待機児童、ですから12月1日になるかと思うんですけども、国基準の待機児というのは、ゼロ歳児のみで、ほかはありませんがゼロ歳児で15人ということです。

○池田福子委員

労働体制も変わってきたもんですから、待機のほうもきめ細かい対応が必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

請願・陳情でも、非常に職場の保育関連の職場も過激というか、過労ぎみの形が多いということも聞きますもんで、その辺のローテーションとか、それから余裕を持った人材でお願いしたいという

のが本当なんですけれども、なかなか財政としてもそういうわけにもいかないというのわかるんですけども、結局、保育士が充実していないと、子供にもそれが影響するということが言えると思うんですから、ぜひその辺のところをちょっと考えていただきたいと思うのがありますが、どうですか。

○子ども課長

私としても、委員の言われるとおり、保育士が非常に疲弊している部分があるかなと思うんですけども、ただ、正直なところ、例えば臨時職員1人どうしても欲しいという場合でも、市の福祉が職安に日参する、あるいはホームページだとか広報に載せるというようなことをして一生懸命集めているんですけど、なかなか集まらないというのも現実でありますので、その辺のことを考えながら、これからも努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○池田福子委員

続きまして、その下なんですけれども、001児童福祉施設事務管理事業ということで、何がふえたかという、臨時職員ということなんですけれども、この児童福祉施設は、具体的にどこか教えてもらいたいんですが。

○子ども課長

これについても、児童福祉施設、こちらのほうの支払いは児童センター、それから、ほかにもひまわりとか、そういったものもあるんですけども、施設としては児童センター。

○池田福子委員

そうしましたら、1枚はねていただいて、37ページのほうでお願いしたいと思いますけれども、生活保護を切り下げようという動きが、徐々に、徐々に締めつけるように始まっているかと思うんですけども、ここで突出して多いのが医療扶助費なんですけど、この特徴的な状況をちょっと説明してもらえますか。

○福祉課長

生活保護に関しましてですが、一応多いのというのは住宅扶助、それとあとこの医療扶助、特に

今、医療扶助というのがかなり高額になってきております。

方向的には、やはり生活保護、高齢者の方が多くなってきているという状況もあって、医療費について10割全て見るということもあって、かなり大きくなってきます。

それと、やはりこういった寒い時期になってきますと、またインフルエンザ等、そういった病気も出てくるということもあって、無理しないようにということで、もし何かあれば、すぐにかかってくださいというような状況で、ケースワーカーのほうも言っておりますので、そういったこともあって、かなりふえてきております。

それと、今回補正の中で3,400万円という形でお出しさせていただきました。これにつきましては、例年ですと、大体一月おおよそ2,300万円程度ぐらいの医療費という形でなっているんですが、やはり7月、8月、夏のころから、少し金額が大きくなってきている状況、実は9月分等については、ほんと4,000万円に近い数字が出てくるような感じで、かなり、やはり1回入院等をされますと、かなり金額が大きくなっていくということもあって、そういった高齢者の方が入院されるということもあって、金額が上がってきていると思います。

その関係もあって、少しここの補正をかけておかないと、支払いのほうで滞ってしまうようなことがありますので、その関係で補正を出させていただきました。

○池田福子委員

本当に保護を受けている方は、受けるまでに相当無理して体ががたがたの状態の方も多いかと思いますね。

もう一つ、いろんな種類の方、生活保護を受けていらっしゃる方でも、いろんな方が見えるということで、特に話題になっているのがその他の方ということで、パッシングを受けやすいのも、このその他の方ということなんですけれども、今、その方たちの動き、ざっとわかれば。

○福祉課長

今の状況で言いますと、まず11月末で報告させ

ていただきます。

今、生活保護の世帯数については434世帯、人数で630人ですね。この内訳については、高齢者が130世帯、障がい者で46世帯、それから母子家庭の関係で35世帯、あと病気等、傷病の方で67世帯、あとその他というのが156世帯、これについては、平成24年4月、今年度当初では184世帯あったわけなんですけど、今これが156世帯と、かなり減ってきております。若干、状況等、よくなってきていることもあって、生活保護自体、世帯数自体は、4月からそんなにふえた形にはとっておりません。それだけ出入りが激しいということもあって、抜けていく方もいるし、また入ってくる方も見えるということで、その他の、そういった就労できるような方については、そんなにはふえていない、逆に減ってきているのかなど。そのかわり、高齢者等、そういった方たちがふえてきているのかなというふうに感じております。

以上です。

○池田福子委員

人員体制の厳しさが前は言われておりましたけれども、1人に対して80名の方をフォローしているんだという話だったんですけど、その体制についてはどうですか。

○福祉課長

今、福祉課のほうで、生活援護のほうについては、ケースワーカー、これが各生活保護の世帯の世話をするわけなんですけど、これが今6名、変わっておりませんが、その形でいます。ですから、今現在であれば、1人80世帯については、もうクリアしているという状況で、これについては例年、毎年数字等を報告させていただいて、人事当局等とも話させていただいて、これを切らないような形で人員をふやさせていただいておりますので、それに対しては問題ないかと思います。

○池田福子委員

話をちょっと戻したいんですけども、その他世帯に対する就業の支援なんかは、やろうかという話までなっていたと思うんですけど、その後はいかがですか。

○福祉課長

保護世帯の方への就労については、以前もお答えさせていただいたように、基本的にはケースワーカーのほうが、その人の状況を見させていただいて、就労等の意欲が失われないような形で支援していく、それと専属の就労専門員、うちのほうでいうと、臨時ではありますが、そういった方に来ていただいて、窓口をあけている。それが今、週3回ということなんです、平成25年度から毎日あけるような形で、そういった体制をとらせていただくということで、平成25年度予算については、そういった予算の組み方にさせていただいております。

○池田福子委員

あと1点お願いします。予防接種、ページで言えば39ページ、600万円ほど上がっておりますけれども、これの説明をしていただけますでしょうか。

○健康増進課長

予防接種、607万3,000円の補正について説明させていただきます。

まず、9月1日からポリオの予防接種が生ワクチンから不活化ワクチンに変更になりました。9月の補正でお願いしたところでございます。

その後、11月1日から三種混合ワクチンにこの不活化ポリオワクチンを加えた四種混合ワクチンの予防接種が始まりました。そのために、三種混合予防接種委託料を減額し、四種混合予防接種委託料を補正するものでございます。

以上です。

○池田福子委員

問題の、10月から肺炎球菌ワクチンが導入されて始まっていると思うんですけども、接種状況はどうでしょうか、途中経過でしょうか。

○健康増進課長

11月15日から始まりまして、インフルエンザと同じ時期に始まったわけですけども、やや、予定している件数よりも少ない感じでございます。

以上です。

○池田福子委員

75歳以上の方が該当するんですが、なかなか聞いても知らないという方がまだまだ多いもんですから、何とか告知方法を広げてもらうような配慮をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○健康増進課長

高齢者肺炎球菌の対象者に対しましては、個別に通知を送っておりますので、それを全員見られておるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

ただいま、高齢者肺炎球菌の接種件数、10月分、11月分を、数字がございましてお知らせしたいと思っております。

10月分につきましては176件、11月分につきましては383件でございます。失礼いたしました。高齢者肺炎球菌は10月15日からということで、こちらは半月分でございますので、176件と、11月分が383件でございます。これが現状でございます。

○明石委員長

ほかに質疑はありますか。

○佐藤委員

二つほど教えてほしいですけども、31ページの障害福祉サービス等扶助費というものが、当初が3億6,000万円余、これが今回1億7,000万円弱という形で増額をされていますけれども、これほどいうことかな。制度の変更とか、そういうことがあって、こうなったのか、給付が単純に、人数が伸びて、サービス料がふえてこうなったのか、その辺。

○福祉課長

障害福祉サービス扶助費に関しましては、今回、1億6,800万円余の大きな補正をさせていただきました。これにつきましては、当然、平成24年4月1日施行、これに関して、障害者自立支援法並びに障がい児ですね、児童福祉法、この改正に伴って、今までなかったような制度、例えば福祉サービスを受けるのに、特定のものだけではなくて、今後全てのものに関して利用計画、そういったサービスを利用する際に、先に利用計画をつくりな

さいという、そういった事業が始まったことと、それとあと、今の児童福祉法と自立支援法の改正のすみ分けを分けたことによって、今までであった児童デイサービス等、これが児童福祉法の中の児童発達支援並びに放課後デイサービスという形で、少し変わりました。そういったこともあるわけなんですけど、やはり一番大きなものについては、やはり利用者並びに利用料の増加ということになります。

やはり、これがかなりもう定着してきたということもありますし、事業所もかなり多くなってきております。そういったこともあって、この関係でふえてきたと思われま。

それで、今回具体的な数字の話なんですけど、まず第1点に、日中、こういった通所の関係ですね、通所の施設の関係で言う生活介護事業、それと、就労のほうですね、就労継続支援、そういった事業に関して、これも事業所がかなりふえてきております。それに伴って、利用者もふえてということで、この部分だけでも4,700万円余の、費用的なもので不足されるんじゃないかという形の部分です。

それと、第2につきまして、在宅の方、これに対しても居宅介護ですね、それとあと重症の方で、やはり自立のために居宅へ住む方で、そういった方の重度訪問介護、そういった方が発生したことによって、かなりその部分で金額がふえているということで、これで大体3,600万円ぐらいの増加になると思います。

それと、あと第3で、先ほど言った放課後デイサービス、これに関しては知立市のけやき作業所、これについて、以前は日中一時支援事業という形でやっていましたが、これが放課後デイに変わったということがあって、実はこれも事業の関係で、日中一時というのは生活支援事業という形をとっていたんですが、これが放課後デイに切り変わったことによって、福祉サービス費のほうに入ってきたということで、こちらのほうが膨らんでくるということで、これのほうが大抵差額として2,200万円ぐらい増加するんじゃないかというこ

とですね。

あと、それと今回の改正等で、変わってきた部分で、病院等に入院されている方、これについてされる療養介護という形ですね、これについて18歳以上の方については、今度は自立支援法で見なさいということに切り変わったということで、その部分の増加、これが約2,500万円という形ですね。

あと最後に、未就学等の児童、障がい児の方ですね、障がい児の関係の通所施設、通所支援ですね、これについても県のほうの実施主体から、市町村への実施主体へおりてきたということもあって、この部分で増加しています。これが大体1,200万円程度、あと残り、細々した形のサービス事業のほうもふえているということで、この1億6,800万円の補正をかせかせていただいております。

ただ、これについては、当然、その改正については平成22年12月のときにもう発表されていて、当然、本来平成24年の当初予算の中に入っていないと、本来はまずいわけなんですけど、今回、ちょっとうちのほうの当初予算算定時においては、昨年同様の数字を少し載せさせていただいたこともあって、今回、このようなちょっと大きな補正になってしまいました。

以上です。

○佐藤委員

たくさんのことを言われたので、頭には全然入らんわけですけども、ただ、新たな法体系のもとで、障がい者サービスが全体として、それぞれ所管するところが変わったり、入れかわりもあるわけですけども、全体としては、そうした結果としてサービスが充実したと言えるのかどうかということなんですけども、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

サービスにつきましては、やはり支援費制度という形になったわけなんですけど、やはり本人が選んでやれるということもあって、かなり利用しやすくなったと思っております。

その関係もあって、やはりこういった利用料が

かなりふえてきているということもあって、皆さんについては、たくさんやっぱり自立のためにということ、それと地域で普通の方と同じような生活ができるようにということで始まっていますので、そういったので、かなり啓発も進んできた、内容も定着してきたと思っておりますので、それでかなりよくなってきていると思っております。

○佐藤委員

これでは、サービスが使いやすい、利用しやすいということですが、費用負担については、特別な変化はないかと思えますけども、どうですか。

○福祉課長

自己負担に関しては、今回の改正では変わっておりません。ただ、平成22年4月1日、このときに、今まで生活保護の世帯に関しては、自己負担がなかったわけなんですけど、これに加えて、低所得者、住民税の非課税の世帯ですね、この世帯に関しては非課税になりました。このときから、かなり自己負担ないということで、例えば、18歳以上の方でありますと、個人で所得を見させていただきます。すると、大多数の方ですね、8割近い方が全て負担がなくなるということですね。あと、障がい児についても、障がい児については世帯で見させていただくんですが、それについても大体6割程度が負担がなくなるんじゃないかという形で、そのときにも若干扶助費についてはふえているわけなんですけど、今回の平成24年4月では変わってはおられません。

○佐藤委員

それで、先ほどね、利用計画に基づいて、これサービスを提供するということになりましたけれども、例えば介護保険ならば、ケアプランというものですけど、前から障がい者区分というものがありましたけれども、それが具体的にその区分に基づいて利用計画が立てられるということですかね。これは例えば、介護保険ならケアプランですけども、これは、本人と業者との間でそうやるのか、そういうケアプランみたいなものを計画する方が見えるのか、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

この利用計画につきましては、業者がやるというわけではなくて、そういった専門の事業所、それも事業所というわけなんですけど、そういった相談支援をする事業所が請け負って、その方に対してどういった支援が必要なのか、どういった支援が一番ベストなのかというのを利用計画で決めさせていただいて、その後、最終的に障がい区分等を決めさせていただくということになりますので、お願いいたします。

○佐藤委員

今、たくさんのことを言われたのでね、例えばそういう形でまとめてフローチャートみたいなものや、そういうものの資料があったら、ぜひ私どもにも御提示をいただきたいなというふうに思っています。私どもは、勉強不足なものですから、私どもって、私はだな、私は勉強不足なものですから、その辺が今の話だけでは、なかなか全部書き取ることもできないので、ぜひお願いしたいなと思います。

○福祉課長

今の、まずサービスの利用計画、そういった様式等、当然決まっております。そういった流れもありますので、そういったものを資料として提供することは可能だと思います。

それと、今たくさん言った中で、もしそういった資料が必要であれば、それは出すことは可能だと思っております。

以上です。

○佐藤委員

あと1点だけお聞きしたいと思いますけども、41ページの農地費の中の環境保全向上対策事業という形で、これが70万円減額になっておりますけれども、これについて御説明ください。

○経済課長

済みません、この70万円の減額につきましては、土木課のほうの減額になりますので、申しわけありませんけど、お願いいたします。

○明石委員長

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時38分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで討論を終わります。

議案第60号について、挙手により採決します。

議案第60号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第60号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

1点だけお願いします。

78ページに繰入金という形で1億4,900万円余、補正減額になっているわけですが、これで歳出について、減額になっているわけですが、現在、9月の段階では、たしか基金残高が5億5,000万円余ぐらいあったかと思えますけども、今回、歳出のほうを見ますと、保険の給付費も伸びが見られない中で、こんな形で基金がたまったわけですが、現在高は幾らあるんでしょ

うか。

○国保医療課長

このままのペースでいきますと、平成24年度については取り崩しが3,536万8,000円の取り崩しが今のところ計画をされております。その上で、最終的な残高が5億2,223万5,873円になる予定でございます。

○佐藤委員

それで、最終的にそういう形だということですが、一般会計から繰り入れをやられて、保険料を引き上げを抑える部分として、約3億円ぐらい入ったんですかね。そうすると、もしも入れなかったとしても、今回は2億円くらい、保険料の分があるから、1億数千万円ということで大変厳しいということだったんですかね。

○国保医療課長

最終的な見込みが厳しいということによろしかったでしょうか。

今年度につきましては、今のところ、医療費についても補正増というようなこともなく、現状の医療費で見ている状態です。若干、国保税自体が当初予算よりはやや下がりそうですが、今年度については、もう順調に運営できそうという形です。

○佐藤委員

そうすると、この平成24年度末残高では基金としては、先ほど言ったように、私は今回この補正があって、9月の段階でいろいろあって、5億5,000万円くらいかなと思って、さらに今回積み増しして、7億円くらいになるんじゃないかというふうに思ってたわけですが、実際は5億5,000万円と、こういうことですね。

○国保医療課長

はい、そのとおりでございます。5億2,200万円ということで、取り崩しがまだ3,500万円予定はされておるわけですが、うまくすればということですが、これも繰り越しに回って、5億5,000万円になる可能性は十分あるというふうには考えております。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで討論を終わります。

議案第61号について、挙手により採決をします。

議案第61号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、議案第61号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号 平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

133ページ、介護保険システム対応委託料、1款1項1目の001、一番下ですけど、この185万3000円というのは、当初予算のほうからいってどういものですかね。

○長寿介護課長

こちらのシステムにつきましては、今回増額ではなくて、新たに載せさせていただいたシステム改修でございます。認定情報を毎週厚生労働省に送付しております。毎週1回、認定審査会というのを開いております。その情報を厚生労働省が全国的な集計をして、それを今後の介護保険の施策に生かしていくというような仕組みになっておりまして、それで、今回そのシステムをグレードアップ

したということで、いろんな情報を取り込めるようにするというので、認定ソフトの改修を対応するシステム改修委託が発生したと、そういうことで、この辺、本来でしたら国のほうが少し御負担いただいとというふうに思っておりましたが、これいただけないもんですから、市の持ち出しになるわけでございます。

○高木委員

この介護保険システムというのは、これ今これで初めて上がりましたよという、この今年度の4月から始まったというものなのか、これはもう既になのか、いつからのものですか。

○長寿介護課長

これは今年度始まったものではございませんで、ずっと当初からこういう認定情報は送らせていただいておりますけれども、その都度バージョンアップしたりということが起きていますので、その都度、こういうことが発生しております。

○高木委員

今回初めて出ているようだけれども、これは改修ということですね、ありがとうございます。

その次、下の宅配給食サービス事業委託料ですけども、120万円上がっておりますけれども、何人の利用者さんが使われるようになったんでしょうか。ふえたのでしょうか。

○長寿介護課長

当初予算では3万7,500食というところを見積もりさせていただいて予算を上げさせていただいたわけですけども、今回は4,000食分ということで、掛ける1食300円の市では負担しておりますので、120万円ということになっております。平成24年、ことし10月31日未現在に168人の方が登録して利用してお見えになります。

○高木委員

当初予算で上がっておりましたのが1,125万円ということで、またこれでふえていくわけですけども、この宅配業者ですけども、1社ということで、また続くのでしょうか。それか、広報にも載っておりましたけれども、もう1社ふえるというか、その辺のところをお聞かせください。

○長寿介護課長

現在1社でやっておりますけども、これは平成14年4月からもうずっと1社というのが続いております。ことし、広報のほうで、市内事業者という条件で公募の御案内をさせていただいたところ、もう1社から手が挙がりましたものですから、その事業者は、一応市内の事業者で、我々の考えております基準に合致しておりますので、平成25年度の4月から2社でこの事業を展開していきたいというふうに今考えております。

○高木委員

知立市においては、この宅配業者に関しては、いろんな条件が私も見せていただきました。ただ、調理も市内でしなければならないということで、もう1社ができたよということで、今、すごくありがたい話なんですけども、規模、何食までつくれるかとか、そういう規定は市役所のほうとか、当局のほうはお持ちで、そういう規約はありますか。

○長寿介護課長

今、もちろん1社でやっていただいておりますので、その事業者は、この現在の約4万食といえますか、それに対応できる場所なんですけども、新しい事業所は、もう既に事業は展開しておられるものですから、実際それが例えば半々で2万食できるかということになったときに、そういうことはお尋ねはしております。大丈夫だというふうには言われておりますけども、ただ、実際、私も少しその辺は検証させていただきたいなという思いがありますので、いきなり半々ということではなくて、新年度におきましては、しばらくいろいろな方策を考えながら、少し猶予期間みたいなものをいただいて、いずれは自由競争という、最終的にはそちらの方向に行くというようなことを考えております。

○高木委員

知立市におきましても、どこでもですけども、地域包括センターがやはりこういう老人の、老人というか、介護をされる方、宅配給食サービスにおいても窓口になっていると思うんですけども、

今お聞きしますと、最高できょう全員が頼まれると168食になるわけですね。その部分をどのようにうまく分けていくか、このまま、刈谷市ですと学区別で分けてみえるとかということで、これからどのような方法で4月1日までというんですかね、オープンまでに、あと3カ月しかないんですけれども、どのようなふうに進めていかれる予定ですか。

○長寿介護課長

これにつきましては、私どもの部署の中で検討を重ねておるところでございますけども、事業所、それから一番大切なのはやっぱり利用者の気持ちということだと思いますので、利用者にとって何が一番いいのかなと考えたときに、二つのところから、狭い区域ですので、好きなほうから選べるというのが選択としては一番いいのかなというのがありますので、できれば自由競争という形にいずれは持っていきたいなという思いはあります。

○高木委員

自由競争ということで、今、平成14年といえますと、まだ介護保険が始まっていないときから宅配給食サービスというのをやってもらっているのが、今お聞きしてわかりました。

せっかく手を挙げてくださった事業者も今までやっておられる事業者も、うまくやってもらって、高齢者のためになるようにしていただきたいと思えます。

私のほうとしましては、他市の例も見ますと、自由競争もいいけれども、もっともっと違う方法で、きょうはうどんが食べたいと、うどん屋が配達してくれたら、そこでまた300円の、要は宅配料と払って、300円引きみたいな形でやっている高浜市方式もありますので、何が一番利用者にとっていいのかを考えていただきたいなというふうに思っております。

前向きな宅配給食サービスになっていきましたので、とてもうれしいですので、よろしく願いたします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号について、挙手により採決します。

議案第64号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第64号 平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号 平成24年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号について、挙手により採決します。

議案第65号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第65号 平成24年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時55分

再開 午後3時58分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第21号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第21号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

高齢化社会の現在、介護職員の不足は深刻な問題です。この4月から介護のほうは処遇改善加算というものがつくようになりました。そして、これが、しかしながら平均、今の賃金、全労働者の賃金と比較すると、本当に平均は3分の2程度で、介護職員の確保に今本当に困っております。

介護職員処遇加算を引き続き継続していただきたい。特に、この介護保険のほう、処遇改善加算ですけれども、当初国のほうがしておりましたけれども、現在では利用者から1割を負担していただいているのが実態です。介護現場、介護職員だけの、それからもう一つ、介護現場というのは、介護職員だけで成り立っているものではありません。介護に対する相談員、それから事務員、そして栄養を管理する栄養士、全ての人が職員であることを再認識していただきたいと思います。知立政策研究会は、この陳情に対して採択とします。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

○稲垣委員

陳情第21号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書につきましては、民友クラブとしまして、採択の立場で討論させていただきます。

介護職員の業務内容につきましては、現場を見させていただきました。大変過酷な労働の割には賃金という部分について、非常に冷遇されておるなという思いであります。安全で安心な介護を実現するには、介護職員の賃金改善など、処遇改善は不可欠と考えます。

現在の処遇状況から見れば、本陳情につきましては、賛成させていただきます。

以上でございます。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

○坂田委員

陳情第21号については、市政会を代表し、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情書にも記してありましたように、超高齢化社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は大変深刻な社会問題となっております。これからもこういった職場での職員を確保していく上からも、この陳情書の内容には賛同いたしますので、陳情第21号は採択をお願いいたします。

○池田福子委員

陳情第21号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書に対して、日本共産党として賛成の立場で意見表明いたします。

本来、介護職そのものの処遇が極端に低い、また昇給もほとんど望めないのが現状でありまして、短期での離職者も多い、介護は奉仕ではないということを認識すべきであります。

処遇改善加算はあくまでも時限的であり、経過的であり、期間が来ればもとに戻る、率直に言えば、報酬が下がるということになりかねません。例えば、業績が悪いなどの実態があれば、いたし方ないとしても、普通では考えられない例外的なことだと思えます。

日々職務に邁進している職員、また家族構成の変化など必要経費も多くなるのが通常であるにも

かわらず、期限が来たからもとの報酬に戻すなどは、ともすれば転職せざるを得ない場合もあるわけです。せつかくの人材の流出になりかねません。ただでさえ離職者も多く、人材不足、働く側が安心・安定・余裕があつてこそ、介護にもゆとりが生まれ、利用者の満足度も高まるのではないのでしょうか。

よって、介護職員のこの待遇保全の継続を願う陳情に対して賛成の立場とさせていただきます。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第21号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、陳情第21号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第22号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第22号、知立政策研究会は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情内容で憲法、地方自治法など、住民一人一人が人間としての尊厳が保護され、健康で文化的で平和な生活を送れるようにと書かれています。

知立市においても、第5次知立市総合計画、知立福祉計画、ユニバーサルデザインガイドラインなど、多くの計画に社会保障の施策が取り上げられています。障がい者、子供、母子家庭、高齢者

医療など、医療費負担が多くなることは避け、福祉の給付金制度を充実させていただきたいと思えます。

介護保険については、知立市においても包括支援センターを中学校区ごとに設置し、高齢者に関する相談の実施、高齢者の福祉の充実を目指してほしいと思うこともあります。託老所、サロンなど、地域コミュニティへの助成や拡充など、知立市議会でも多く出されている問題です。宅配サービス、この陳情の中にあります宅配サービス、妊産婦健診、予防接種、警察官OBが窓口配置など、陳情の全てが知立市議会には当てはまりませんが、地域住民の命・健康、そして暮らしを守るために、この陳情書に賛成したいと、採択したいと思えます。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

○稲垣委員

陳情第22号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論させていただきます。

社会保障については、税との一体改革が原則であります。日本の税のあり方は累進課税という制度が採用されており、さらに低所得者に減免、免除せよということではありますが、個別の内容で議論するのではなく、全体の税のあり方、すなわち社会保障制度のあり方というところでしっかりと議論しないと成立しないものと考えられます。

よって、本陳情につきましては、不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○坂田委員

陳情第22号については、市政会を代表し、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

当陳情は非常に多岐にわたっており、賛同できる点、また賛同できない項目も多々あり、例えば、生活保護の申請を妨害しているようなくだり、またそして警察官OBの配置はやめてくださいという陳情に対しては、昨今、マスコミ等でも多くこ

の不正請求、そういった点を見抜く観点からも、この陳情書の内容には賛同できない部分が多々ありますので、陳情第22号は不採択でお願いいたします。

○池田福子委員

陳情第22号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対して、日本共産党として賛成の立場で意見表明させていただきます。

社会保障と税の一体改革は、まさに福祉を薄っぺらい表面的なものにしていこうというものであります。結局は、自己負担、自己責任部分の拡大と言えます。しかし、逆に考えれば、福祉は将来への投資につながります。例えば、弱い立場の人を守る福祉医療を充実させれば、早期受診につながり、結局は総体的に医療費の削減になります。

健診事業も、早期発見と早期治療につなげ、本人の苦痛軽減、医療費軽減が可能です。それに関して予防接種は予防もさることながら、罹患しても重症化を防ぎ、当該疾病の蔓延を防止するという社会的役割を果たします。まさに費用対効果機能の典型と言われております。

福祉の恩恵をしっかり受け、健やかに成長し、高齢者や障がい者などを優しく見守ることのできる社会が必要であります。

福祉面での表面的な費用の削減は、逆に追い込まれていく人々をふやします。心身の病弱を招き、重症化させ、社会的コストの増大につながりかねません。むしろ、社会保障の充実化が社会的コスト増大に歯どめをかけることが可能になります。

よって、この陳情書に対して賛成の立場とさせていただきます。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

それでは、これより採決します。

陳情第22号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第22号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第22号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第25号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書提出を求める陳情について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

少子高齢化により現役世代の比率が減少する中で公的年金制度を持続可能にするため、年金給付額を抑制するため、意見書内にあるマクロ経済スライドの仕組みの見直しは必要と思います。物価上昇、現役世代の賃金の上昇、平均寿命が延びていることや、年金の被保険者の減少など、今まさに私たちは本当に安心して暮らせる年金制度とは思われません。少子・高齢化が年金制度の確立には大きな要因のようにも思えます。意見書内にもありますように、まず消えた年金など、早急に解決され、国民が安心して暮らせる年金制度をもう一度確立して、憲法に保障されている私たち国民が幸福に暮らせるよう願うこの意見書に知立政策研究会は賛成といたします。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

○稲垣委員

陳情第25号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書につきまして、民友クラブとしまして不採択の立場で討論に参加させていただきます。

これまでも年金制度は安定した運営を図るため、給付と負担の見直しを繰り返してまいりました。また、国民年金の空洞化を解決し、国民皆年金制度を確立するため、消費税の値上げ法案など、抜本改革を行い、安心できる年金制度の実現に努めておるところでもあります。

よって、本陳情につきましては、不採択でお願いいたします。

以上です。

○坂田委員

陳情第25号について、市政会を代表し、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

社会保障の柱の一つが公的年金制度であり、これまで多くの国民が掛金を払ってきております。ただ、基礎年金の半分は税で支えており、将来的には税負担をふやす方向も考えなければと思いますが、現状において全額国庫負担を求める陳情第25号は賛同しかねますので、不採択でお願いいたします。

○池田福子委員

陳情第25号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書に対して、賛成の立場で意見表明させていただきます。

今の日本は、格差社会です。これは年金についても言えることです。しかも、圧倒的に貧困層が多い、これでは最低生活水準にも満たない場合も例外ではありません。自分の老後に対して不安要素が多ければ、安心して過ごすことができないのも当然であります。ひいては年金制度そのものへの不信感が募り、そのため保険料未納者も増加している始末です。結局は、無年金者、低年金者がふえることになり、生活保護へのリンクするということになるのは必定と思われれます。また、受給年齢の引き上げは、ともすると生活のために働かざるを得ない高齢者をふやし、雇用延長も制度化されましたが、その影響が若者への雇用にしわ寄せ

せされかねないのも現実であります。将来に希望の持てる年金制度の確立は、最終的には国民の安心・安定につながり、労働意欲もわき、ひいては未納者も減ることを考えれば、この陳情書に対して賛成の立場とさせていただきます。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第25号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第25号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第25号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきと決定しました。

陳情第26号 後期高齢者医療制度の廃止、患者負担の軽減および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第26号、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成20年4月1日からスタートした後期高齢者医療制度の問題点として、国民に対し説明不足が多く上げられます。そもそも、後期高齢者制度は

公費負担を減らすためにつくられたものようです。そのために、医療費がふえて、現役世代の負担がふえ続けてよいのかと、高齢者と現役世代を均等にしようになっていますが、実際には後期高齢者の負担も現役世代の負担も今後2年ごとの保険料の改定のたびに上がっていくようになっております。

2005年には1,160万人の後期高齢者が、2025年には2,166万人になると厚生白書に書かれています。後期高齢者が急増する反比例として公費負担を減らすということは、高齢者の命と健康を阻害するもので、国の責任を放棄するものと言えません。この意見書の趣旨を重んじ、知立政策研究会は採択します。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

○稲垣委員

陳情第26号 後期高齢者医療制度の廃止、患者負担の軽減および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、民友クラブとして不採択の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は発足から4年半を経過し、見直しを重ね、国民の高齢期における医療が適切に確保され、安心した暮らしを営む医療制度確立を目指しており、後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すことは現実的な解決策とは考えにくく、本陳情につきましては不採択でお願いいたします。

以上です。

○坂田委員

陳情第26号については、市政会を代表し、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、今後の高齢化社会を見据え、高齢者特有の複数の病気にかかったり、治療が長期化した場合を想定し、平成20年4月からスタートした制度であり、現状、若い世代の保険料負担が限界に来ている状況からできた制度でもあります。

陳情にある制度を直ちに廃止することは、まず

は今後増加する医療費を誰が負担するかの議論を踏まえた上からのことと考えます。

よって、陳情第26号は不採択をお願いします。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

○佐藤委員

私は、この陳情に賛成の立場でお願いしたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度は、それまでの老人保健制度と違ひまして、高齢者負担比率というものを導入をして、高齢者の世代間の公平を図ると言いながら、2年に一遍は保険料がどんどん上がっていくという、この仕組みが持ち込まれたわけです。これを解決するには、一旦、老人保健制度に戻すことがどうしても必要だし、その中でさらなる国庫負担を含めて検討する、新たな制度を検討することがどうしてもこれは必要なことだというふうに私は思います。

それから、国保の都道府県単位化についても、財政安定化基金と、こういうもので医療費についての給付の割合を引き下げる、拡大をする、こんな形で都道府県単位化を図ろうということでありますが、国保についても、この狙いは結局のところ、一般会計から補填をする、さらには滞納者に対する制裁を強化する、こういう流れになっているんですね。ですから、この点でも全国市長会が平成22年に意見書を取りまとめたときにも、本格的な財源論が欠落したやり方については問題があるということも指摘をしておりました。

そんなことから、やはり問題は何かというと、財源であり、国庫負担をふやすこと抜きにこの問題は語れないのではないかと、そんなことから、この陳情に賛成をするものです。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第26号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第26号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第26号 後期高齢者医療制度の廃止、患者負担の軽減および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第27号 介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第27号、採択の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほどもありました陳情第21号と同様、介護労働者の処遇改善は高齢社会の対応として、国レベルで考えていただきたいと思います。陳情書に書かれている介護保険制度は、今までの支援内容・時間を大きく変えることで、多くの利用者への訪問を可能にするような取り組みのようですけれども、現場は新体制の区分分けでサービス内容の中止・変更などが生じております。

例えば、30分以上60分未満で229点の生活援助が24年4月から同様の援助で235点と、そして6点が上がっております。なお、利用料に処遇加算、地域加算が加わることになり、利用者の負担は本当に多くなっております。ヘルパーの現場では、時間短縮により、買い物、洗濯など、生活に不可欠な支援を削らなければならない、利用者の生活に深刻な問題が生じております。介護を必要とす

る側に立った介護制度の改正にしていきたいと思います
と思います。

この意見書の内容全てがよしとは言えませんが、
知立政策研究会、この意見書を採択とさ
せていただきます。

○稲垣委員

陳情第27号 介護保険制度の抜本的改善と介護
労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める
陳情書につきましては、民友クラブとしまして不
採択の立場で討論に参加させていただきます。

陳情者の申されます介護保険の国庫負担を大幅
にふやし、保険料や利用料の引き下げや低所得者
への負担の軽減を初め、改定を待たずに介護報酬
の大幅引き上げなど、政府に求める意見書の提出
は財源の担保がなされておらず、まだまだ課題も
多く見受けられ、本陳情につきましては賛成いた
しかねます。

以上でございます。

○坂田委員

陳情第27号について、市政会を代表し、不採択
の立場で意見を述べさせていただきます。

介護保険制度とは、国民が保険料を払い、その
保険料を財源として要介護を必要とする方々に介
護サービスを提供する制度であり、介護を必要と
する高齢者を社会全体で支える制度であります。

費用の1割負担でさまざまなサービスを受けら
れ、高齢化社会に適した制度と考えますが、課題
も多々あると考えます。

ただ、陳情にある国庫負担を大幅にふやし、保
険料や利用料を引き下げることが、現状では賛同
しかねますので、陳情第27号は不採択で願いま
す。

○佐藤委員

この陳情に賛成の意見を表明いたします。

まず一つは、陳情項目は国庫負担をふやすとい
うことであります。知立市も今年、小規模特養が
開所いたしました。第5期においても、特養、そ
れから認知症対応の施設もできるわけですね。そ
うしてみると、高齢者がふえるということとあわ
せて、そうした施設ができるということが保険料

を押し上げる仕組みにもなっておりますけれども、
しかしながら3年に一遍ずつ、どんどん上がって
いくと、現在全国平均が5,000円と、知立市はそ
れよりは安いですが、やがてその域に達するとい
うことは、これは目に見えているわけですね。こ
の財源問題をどうするかということは、国にお
いてしっかり議論してもらわないかんですけ
れども、いずれにしても、年金の方々を含めて、
大変な負担になってくるということは紛れもない
事実でありますので、国庫負担をぜひふやしてほ
しいと、私はそう思っております。とりわけ調整
交付金のところでの議論もこの知立市議会では
何度もありましたが、全国の給付の多いところ、
低いところで、押しなべて調整する役割はあり
ますけれども、それとは別に国庫負担をふやす
ことが必要ではないかと。

あとは、処遇改善については、先ほど議論のあ
ったとおり、私の知っている方も介護の労働につ
いておりますけれども、若い方たちがやめる頻度
が非常に高いということも言われているんですね。
そうしたことを見たときに、介護の現場で習熟し
た人たちが継続して働き続けることができないと
いうことは、介護の質の低下につながることも
当然懸念をされる。同時に、介護施設自体がな
かなか利益の上がらない仕組みのもとで、その
他の職員についても安い賃金で働かざるを得
ないと、さまざまな問題を抱えていると。この
改善は早急に図られなければならないと、こ
んなことからこれに賛成をいたします。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を
終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第27号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第27号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第27号 介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第28号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第28号に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

知立市のホームページを見まして、安心して子育てと検索すると、男女共同参画プランというところに入りまして、そして安心して暮らすとあります。その中に、離婚家庭を示していると思えますけれども、多様な家族のあり方を尊重するとともに、一人一人が安心できる家族・家庭生活を送ることができるよう支援に努めますとあります。

子供たちの生活もまた変化しています。家族の変化だけでなく、社会の変化の中で新しい子育てのあり方が求められています。子供も親も、自立しつつ、豊かな人間関係を結び、健やかに成長していけるよう、社会や家族の変化に対応した、新たな地域の連携の創造と多様な子育ての支援を進めていきますと、知立市のホームページに載っております。

安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた乳幼児保育の充実、放課後児童の健全育成、子育て支援事業の推進と示されています。子育て支援として妊婦健診など、出産への補助は拡充してほしいと思います。

知立市では15歳までが医療費無料ですけれども、この陳情書は、国として未成年者の医療費無料制度など、このような安心して子育てできる制度、確立していただけることを知立政策研究会としましては、採択したいと思います。

○稲垣委員

陳情第28号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、民友クラブとして、不採択の立場で討論させていただきます。

陳情者の意見書にあります18歳年度末までの子供を対象とした国の医療費無料制度の早急創設と現物支給による子供の医療費助成に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額しないことや、妊産婦健診助成を恒久的に実施するなど、子育て制度の拡充については、陳情第27号同様に、財源の確保もなされておらず、課題も多く、本陳情につきましては、不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○坂田委員

陳情第28号について、市政会を代表し、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

少子化が進んでいる現状を考えると、陳情書にあるよう、安心して子育てできる制度の確立は大事なことと考えますが、陳情にある子ども医療費無料制度を18歳年度末までとの要望には、現状の国家の財政事情も、またそして義務教育を終了し、社会人として職についている人もあることを考えると、陳情内容にそぐわない点もあり、陳情第28号は、不採択をお願いします。

○佐藤委員

私は、この陳情に賛成の立場で意見表明したいと思います。

まず、一つは、今の少子化が急速に進み、さらにはこの日本の人口減少が急速に進むことが今予測をされているわけですね。そうした点では、子育て支援、安心して子供を産み育てる環境というのは、何も医療費の無料化だけではなくて、総合的にやられなければならないものですが、しかし、そうした現実を前にしたときには、やはり

りしっかりと支援策をとっていくことが必要だというふうに思います。

それで、知立市でも中学校卒業までであるわけですが、これを実施すると、国民健康保険のほうから、ペナルティーを課されるということもあるわけですが、そうしたことはぜひやめてもらいたいし、やめてほしいというふうに私は思っております。

知立市では妊産婦健診については14回、それから産後1回と、こんな形で実施をしておりますけれども、さらなる拡充が、恒久措置としてやってほしいというのは、知立市の財政問題を考えたときには当然のことかなというふうに思います。

以上をもって賛成の意見表明としたいと思います。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第28号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第28号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第28号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第29号 公立・公的病院の充実、地域医療

の再生・充実などを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第29号、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

知立市には、この陳情にあります公立・公的病院はありませんが、この陳情事項でわかるように、今回の東日本大震災では、医療救助のおくれも大きな問題となりました。被災地にある病院から運ばれた患者が十分なケアを受けられずに死亡したり、ライフラインがとまったために、災害拠点病院でも患者に対応できなかつたりした例が相次ぎました。それでも、阪神大震災のときよりは、全国各地から医療チームが即座に派遣されたりしたので、災害医療は進歩したと言われます。

しかし、日本の震災医療はまだまだ万全ではありません。公立・公的病院の役割が十分発揮できるよう、今ある地域医療の再生・充実のため、地域の住民を中心に考えていただきたいと思い、知立政策研究会は、この陳情を採択したいと思えます。

○稲垣委員

陳情第29号 公立・公的病院の充実、地域医療の再生・充実などを求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論させていただきます。

公立・公的病院は僻地、離島など、医療の緊急医療、災害医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療において重要な役割を担っております。

政府は、公立病院改革ガイドラインによる経営の効率化、再編、ネットワーク化、経営形態の見直しなどを実施し、病床の削減、統廃合を進めてまいりました。

平成23年度からは病床の10%以上の削減や病院の統合再編を条件とした、新たな地域医療再生交付金を交付されることとなりました。こうしたことから、命や暮らしにかかわる公共部門を乱暴に切り捨て、医療サービスを低下させたとは考えにくく、本陳情につきましては、不採択でお願いい

たします。

以上です。

○坂田委員

陳情第29号について、市政会を代表し、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

公立の医療機関に対しては、地域において安定した経営のもとで良質な医療を継続して提供することが求められております。また、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営の上からも、統廃合はやむを得ない場合もあると考えます。

また、必要性が乏しい施設については統廃合も検討すべきと考えますので、統廃合をやめることを求める陳情第29号は、不採択をお願いします。

○佐藤委員

この陳情に共産党として賛成の意見表明をしたと思います。

この地域には、知立市の周辺には公立の病院というものは少ないわけです。しかしながら、テレビ等を見てもみると、過疎化が進む中で、医師も来ない、そんな状況の中で診療科目もどんどん減らされるような事態が痛々しいほどになるわけです。そんな中で、しかしながらその地域になくはない公立病院が統廃合や、またベッド数を減らさないとペナルティーを課されてしまう、存続ができない、これで本当に公的な役割を担っていけるのかと、このことが今問われているのではないのでしょうか。

私たちは、そうした地域に住んでいないわけ、その実感がないかもしれませんが、そうした特集がテレビ等、また新聞の特集などで伝わってくるのを見ますと、本当に心が痛む思いをするわけです。そんなことを含めて、またとりわけそうした地域においては、医師や看護師の、どんどんいなくなってしまうような実態もあつたりとか、そんなことを含めて、大変な実態だと。

そしてさらに、東日本大震災では、確かに公立病院は被害を受けました。しかし、いち早く、いろんな支援の体制の中で復旧をさせながら、その地域の医療を担ってきたということも事実なんです。私立病院についての国の支援は、極めて限ら

れたもので、公立病院の果たす役割が浮き彫りになったような実態の中で、私はこうした陳情の趣旨を生かして、国がしっかりと取り組むことが必要ではないか。

以上、申し上げまして賛成の意見供述とします。

○明石委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第29号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第29号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第29号 公立・公的病院の充実、地域医療の再生・充実などを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第30号 「「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」に関する差別禁止部会の意見書」を踏まえ、障害者差別禁止法案の策定および審議を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第30号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

私たちの住む社会では、社会通念上、差別はしていけないことになっています。法律の上でも、

日本国憲法第14条で差別を受けない権利が国民にはあるとされています。

障害者基本法の第3条にも、差別を禁止するという一言が入っています。しかし、実際に障がい者が受けるさまざまな嫌な思いや悔しい思いがすっきりと解決することは多くありません。

障がいのない人と違う取り扱いや不利な取り扱いを受けること、そういう不平等、ああ、嫌だなと思っても、それが差別かどうかと判断できる細やかな基準がないのです。障害者差別禁止法案は、障がい者だけのものではありません。これは、社会のルールです。社会の規範となるものと思います。この陳情書、意見書、内容ですけれども、少し違いがあるような気がしますけれども、この意見書内容につきまして、知立政策研究会、採択したいと思います。

○稲垣委員

陳情第30号につきまして、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論させていただきます。

政府は2010年1月、障がい者福祉の抜本的な改革を目指し、意見を求める障がい者制度改革推進会議を発足させるとともに、2010年11月には推進会議をもとに差別禁止部会が設けられ、障がいを理由とする差別の禁止に関する法制に関する差別禁止部会の意見書がまとめられました。

法案作成に向け、審議している段階で、早期に法案を法制化することもしかり、差別の存在も現認できておらず、こうしたことから、障害者差別禁止法案を来年の国会に提出するのは尚早かと考えます。

よって、本陳情につきましては、不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○田中新委員

それでは、陳情第30号につきまして、市政会を代表いたしまして不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

障がい者の現状を踏まえ、陳情書にあるように、障がい者の差別に対する審議をすべきことは大事なことでありますが、現状の審議過程

から、現状では賛同しかねますので、陳情第30号は不採択をお願いいたします。

以上です。

○池田福子委員

陳情第30号に対し、賛成の立場で意見表明いたします。

障がいがあるというだけで、本人や家族も含め、偏見や差別にさらされてきた歴史的な背景を鑑みる必要があると思います。障がいは特別なことではなく、いつでも、誰でも起こり得るということが考えられます。障がいは、環境さえ整えられれば、心地よく安心でき、自分らしく過ごすことも可能です。障がいは不便だけれど、不幸ではないと語った障がい者自身の言葉があります。決して同情を求めているわけではありません。障がいがあるということで差別的策定は改めるべきであります。

また、従来の支援がそのまま継続できるような取り計らいが必要であり、本人はもとより、家族も含め、推進する必要があることから、この陳情書に対して賛成の立場とさせていただきます。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第30号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第30号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第30号「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」

に関する差別禁止部会の意見書」を踏まえ、障害者差別禁止法案の策定および審議を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第31号 任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第31号ですけれども、内容につきましては、少し、いささか任意予防接種から定期接種ということで、もう既に決まっているところもありますけれども、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

知立市におきましては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮がんワクチン、公費負担で接種できております。陳情内容の意見書内容の訂正が必要だとは思いますが、高齢者用肺炎球菌の補助も10月15日から、きょうも話がありましたけれども、3,000円補助金となっております。しかし、水ぼうそう、おたふく風邪、県内でも無料というところもあります。平成24年4月の時点では、小牧市と豊根村が住民と健康のために子供の健やかな成長を願って無料化をしております。

知立政策研究会といたしましては、この陳情、賛成の意見とさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第31号 任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論させていただきます。

陳情者の申されることにつきましては、理解する部分もございしますが、全体的なところを見ますと、財政という点に終始するわけで、国においても議論を重ねておられ、ワクチンの関係につきましては、しっかりと考えていただいているところであると考えます。

よって、本陳情につきましては、不採択でお願いいたします。

以上です。

○田中 新委員

陳情第31号について、市政会を代表いたしまして、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書のヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン等についての医療制度の拡充は大事なことは考えますが、現状の財政事情からも、陳情内容にそぐわないと思慮いたしますので、陳情第31号は不採択をお願いいたします。

以上です。

○池田福子委員

陳情第31号 任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出を求める陳情書に対し、日本共産党として賛成の立場で意見表明いたします。

予防接種は公衆衛生であり、疾病発現の未然防止、罹患した場合でも疾病の重症化、その予防をし、そして重篤な後遺症の残るものも予防すると。また、伝染性疾病の拡散を防ぐなど、重要な役割を果たしています。

この予防接種に関しての日本は諸外国よりも大きく立ちおくれた対応が目立っています。先進国、諸外国では当然のごとく定期接種となっているものでさえ、任意接種のままという場合が多いわけです。先進国とは言いがたい現状だと言えます。

今、接種さえしていれば予防できる疾病も多く、むしろ啓発活動の充実が叫ばれております。もっと接種を充実すべきではないかと言われているにもかかわらず、定期接種化のおくれはなかなか解消していません。罹患した場合の医療費及び関連費用、重篤な後遺症が残った場合の費用、健康なら当然得られてであろう収入など、派生効果ははかり知れません。

よって、この陳情書に対して賛成の立場とさせていただきます。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第31号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第31号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第31号 任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第32号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第32号、賛成の立場から述べさせていただきたいと思います。

この陳情内容の中で、老齢加算という言葉がありますけれども、2006年3月には、全廃、廃止されました。この老齢加算というものは、高齢、加齢に伴って、食事がうまく食べれないということで、消化のよい食事、そして冠婚葬祭費がかさむということで、特別な配慮により、原則70歳以上の高齢者に対する生活保護費の一定の金額の加算を施す生活保護制度でありました。

健康で文化的な最低限度の生活を続けるために、働けない高齢者へ老齢加算です。生活保護費の国家負担を75%から全額国の負担としてほしいというこの生活保護の、この陳情、この要望に対して、知立政策研究会としましては、賛成の立場から意見を述べさせていただきました。

○稲垣委員

陳情第32号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書の提出を求める陳情書につき

ましては、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論させていただきます。

陳情者の申されます生活保護基準の引き下げは利用している人たちの健康で文化的な最低限度の生活を脅かし、最低賃金や年金、就学援助など、各種制度の切り下げにつながるとは一概に言えないと考えます。

こうしたことから、本陳情につきましては、賛成いたしかねます。

以上でございます。

○田中新委員

陳情第32号につきまして、市政会を代表いたしまして、不採択の立場での意見を述べさせていただきます。

本陳情に対して、安心して暮らせる制度として確立は大事でございますが、陳情にある3項目は現状の財政を考慮すると賛同しかねますので、陳情第32号につきましては、不採択をお願いいたします。

以上です。

○池田福子委員

陳情第32号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書の提出を求める陳情書に対して、日本共産党として、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

生活保護基準の引き下げは、我が国憲法の問題でもあり、命の問題でもあります。健康で文化的な最低限の生活、まさに最低保障基準です。今、生活保護者の生活を見ても大変厳しいものを感じます。保護受給前には、ほとんどまともな医療も受けられておらず、身体・精神とも、衰弱し切っているのが現実であります。ほんの一部の例外的受給者の例を出して、バッシングもあり、とても健康的、文化的とはいえない状態です。

また、この基準を下げるということは、他への影響も大きく、この基準をベースにしております最低賃金、就学援助、年金などへもリンクして引き下げラッシュになることを意味しております。そうなれば、国民全体の生活の底上げではなく、底下げとなって、国民生活が縮小するということ

になります。これは、物を買うことができないことでもあり、景気の後退でもあり、税収の縮小でもあります。

よって、この陳情書に対して、賛成の立場とさせていただきます。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議は終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第32号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第32号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第32号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とするべきものと決定しました。

陳情第33号 福祉医療制度等を守るため愛知県へ意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第33号について、賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

愛知県は、今年度中に福祉医療制度、子ども、障害者、母子・父子、高齢者の各医療費助成制度の見直し案を作成するために、定額負担、1回100円、または1回500円、定率負担0.5割、または1割、所得制限など、条件別の推計を完了していると聞いております。最も削減効果が大きいと県が評価しているのは、1割の定率負担、子ども

医療、障害者医療とも、1割負担を導入した場合、公費支出は半減できるとしています。

そして、現在愛知県では論点整理の作業を行っているとのこと。論点としては、対象者、一部負担、所得制限についてどう考えるか、事務負担をどう考えるかなどと設定されているとのこと。

子供、障がい者、母子家庭、高齢者医療など、縮小せず、存続・拡充を願い、愛知県民の健康保持をするためにも、福祉医療制度を守り、拡充を求めるこの陳情書に対し、知立政策研究会は採択の立場から意見を述べさせていただきました。

○稲垣委員

陳情第33号 福祉医療制度等を守るため愛知県へ意見書の提出を求める陳情書につきましては、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論いたします。

陳情者の申されるこの見直しは、各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものとは考えにくく、会派としまして、まだまだ慎重な検討が必要と考えます。

よって、本陳情につきましては、不採択でお願いいたします。

以上でございます。

○石川委員

私は、陳情第33号から34号、35号について、同じ趣旨によりますもので、あわせて意見を述べたいと思います。

これらの陳情については、市政会を代表して、不採択とします。

33号においては、子供の医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料の実施をする要望、34号では、国民健康保険への市の補助金の増額、35号では健康診査事業への補助を求めるものであり、いずれも財政的負担の増大であります。

低所得者、弱者に対する手厚い支援は必要なことと考えますが、現在の愛知県の財政を鑑みるに、要望を出すことはいかがなものかと考えます。

三つの陳情に対しては、不採択といたします。

○佐藤委員

私は、この県の福祉医療制度を守るこの陳情に

は賛成です。共産党として賛成です。

まず一つ、思い出していただきたいと思いますがけれども、さきの9月の議会には、同趣旨の陳情が市内のいわせ外科クリニックから提出をされたわけであります。その趣旨は、やはり愛知県の福祉医療は、極めてすぐれた制度であるということからあったわけです。

その中身は、福祉医療制度を縮小せず、存続・拡充させてくださいと、こういうものでありました。今、そのとき賛成された会派の皆さんも、今回は不採択という形になりましたけれども、同趣旨の陳情であることから、私は採択をすべきだなどというふうに考えるものであります。

そして、同時に、前回採択をされた、存続と拡充と、何を拡充するかというのは極めてファジーでありますけど、その部分について不採択という意見表明された方も、同意できるところだろうと。まだあれから2カ月ちょっとしかたっていないわけですのでね、同意できる中身だろうというふうに私は思うんですね。

そうしたことを含めて、ぜひ賛成の立場で取り組んでほしいというふうに思いますけれども、私としては、例えばこの市議会の、ここの委員会の総意として先回の陳情項目からプラスになっている部分について、除外をしてもいいのではないかと。少なくともですね、前回並みの陳情は出すべきではないかというふうに思っていて、そんなことも表明させていただいて、陳情に賛成をいたします。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

○佐藤委員

今、意見表明の中でも述べましたけれども、9月の議会において、市内のいわせ外科クリニックから同趣旨のものが出されました。それは、陳情項目の1番ということで提出をしたというふうに、私は理解をしております。それで、不採択とされた民友クラブ、それから市政会、その点で私は2、3、4を除いても、そうした陳情が一度採択をさ

れているわけですので、除いても、この部分だけでも採択をすべきだというふうに思いますので、ぜひ民友クラブと市政会の皆さんには、ここの部分を私は除くという点で提案したいと思いますけれども、どうでしょうか。

○明石委員長

これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第33号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第33号について、不採択とすることに賛成の委員は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第33号 福祉医療制度等を守るため愛知県へ意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第34号 県民医療を守るため愛知県へ意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第34号、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

意見書の1で、65歳から75歳の障がい者にも障害者医療費助成制度の適用、後期高齢者の健康診断補助、国民健康保険への補助金増額、そして障害者福祉サービス、障がい児の専門医療機関の拡充、災害時における医療拠点、そして看護師の大幅増員など、この陳情、愛知県民の不安をなくし、暮らしに安全・安心をもたらすものと思えます。

知立政策研究会、県民医療を守るためのこの意見書、この陳情に賛成の立場から意見を述べさせていただきました。

○稲垣委員

陳情第34号につきまして、民友クラブとして、不採択の立場で討論いたします。

地域住民の命と健康、暮らしを守るため、県民医療に関する陳情者の要望8項目にあります後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳までの障がい者にも障害者医療費助成制度を適用すること、また障害福祉サービス、自立支援医療、装具の利用料負担、施設での食費、光熱費など実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担をなくす補助制度を創設することにつきましては、財政確保など、多くの課題がうかがえます。

よって、本陳情につきましては、民友クラブとして賛成いたしかねます。

以上でございます。

○佐藤委員

私は、この陳情に共産党として賛成の意見表明をしたいと思います。

まず、この趣旨ですね、やはりこの間、社会保障がどんどん悪くなると、こういう事態が進行して、国民が受ける社会保障の給付はさらに削減をされると、こんな事態であります。

そんな中で、県が後期高齢にしても、国民健康保険にしても、以下、述べられているこの陳情項目ですね、確かに、皆さんの言うとおりにお金がかかることだけを中心とするならば、そのとおりかもしれません。しかしながら、今あるサービスを削るような中身になってはいけなし、またこの県への意見書は県がこうした施策を講ずるに当たって、再度検討する力にもなるかというふうに私は思いますので、採択をお願いしたいと。

以上であります。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第34号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第34号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第34号 県民医療を守るため愛知県へ意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第35号 愛知県後期高齢者医療広域連合へ意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第35号に対して、賛成の意見を述べさせていただきます。

陳情書、意見書とも、文書内容は同様です。先ほど、陳情26号では、後期高齢者医療制度の廃止でありましたけれども、この陳情は、愛知県後期高齢者医療広域連合会議への意見書であり、後期高齢者が命と健康を守るため、今すぐにも改善すべき点を要望された内容だと思います。

健診事業への補助、低所得者への保険料の減免制度、保険料滞納者への措置の改善など、この内容につきまして知立政策研究会としましては、その趣旨に賛成し、採択したいと思います。

○稲垣委員

陳情第35号につきまして、不採択の立場で討論いたします。

低所得者に対する保険料及び一部負担ということ、保険料の滞納ということについて、もう少しやり方があるのかなということと考えました。真面目にやっておられる方という部分についてはどうなのか、また、どうしても払えない方という部分については、きっちり話し合いを設け、なぜそうなったかということについて話をするという中で対応、そういった中での対応になるかと考えます。

この辺のところを単一的にこのように書かれておりますと、少し問題を感じました。

ということで、この陳情第35号につきましては、

不採択をお願いいたします。

以上です。

○佐藤委員

私は、この陳情に共産党として、賛成の立場で意見表明したいと思います。

まず、この後期高齢者医療制度は、そもそも国民の強い反対のもとで実施がされたところであり、

そして、本来であれば、今年の通常国会において政府から見直し案が提案をされ、それがやられるはずでした。しかし、政権・政局がこのような状態になって、それは棚上げにされたまま、今日に至ったというのが一つの経過であります。

そんな中で、2年に一度の保険料の引き上げと、今年度は愛知県の広域連合は、2012年度、2013年度の保険料は所得割で8.55%、均等割が4万3,510円、1人当たり平均保険料を8万214円と、こういう形の内容にいたしました。

しかしながら、構成をする現役並みの所得者は、6万6,000人余、9.58%と、低所得者1及び2は、21万6,000人と、31.07%と、そういう形で、大変低所得者が多いというのも実態なんですね。こんな中で保険料がどんどん上がっていく構造は、問題でありますけれども、国がそれらの是正をしないのであれば、愛知県は保険料にはね返る健康診査事業、これへの補助をすることは当然であり、広域連合には何度もこの陳情が出されているわけであり、独自に、低所得者に対する保険料及び一部負担金の独自減免と、これは国がなかなか、国の制度はありますけれども、それだけでは足りないということで、全国の中には、そうした独自の制度を設けているところもあるわけです。

同時に、それまで保険料の滞納者への保険証を取り上げ、資格証明の発行を行わないと、老人保健制度のもとではこうした取り扱いはなかったわけですが、後期高齢者の中では、知立市の実態はともかくとして、広域連合としては、そうしたこともやられているわけであり、

最後のところの後期高齢者に関する懇談会の委員に公募枠を設けてくださいということでありま

すけれども、各種団体の代表が構成をして、たしか13名だったかというふうに、私思いますけれども、市民団体の中からは、やはり直接市民の声を反映させるために、公募委員を入れてくださいという陳情が毎回のように広域連合には提出をされているところ、

市のいろんなことを見てもわかるとおり、いろんなことを決め、進めていく場合には、公募委員を採用して取り入れているというのは、知立市でもいろんなところでやられているところですね。そんなことを思うと、ぜひ問題が多いし、2年に一遍、保険料の引き上げということを考えると、やはり一般の人々、公募委員も入れて、それらの意見が広域連合、その運営に反映していくようにすることは、私は当然のことじゃないかなというふうに思います。

以上、述べまして、採択をお願いしたいと、このように思います。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。

これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第35号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。

次に、陳情第35号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第35号 愛知県後期高齢者医療広域連合へ意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第36号 商工会を中心とした地域商工業振

興に対する支援体制の拡充に関する陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

この陳情第36号、知立政策研究会、愛知県の62の商工会から出されておりますこの陳情に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この陳情書の中、一例を挙げさせていただきます中に、小規模企業者対策補助金及び地域振興対策補助金については、予算の安定確保を要望されています。

小規模事業経営支援事業補助金を利用されている実績が愛知県のホームページで知ることができました。知立市におきましても、これを利用されております。

小規模事業者は、事業者数で約75%を占めている、これ、愛知県ですけれども、実情を踏まえて、人的、支援的な問題などから、大企業に比較し、経営の近代化、合理化がおこなわれていることから、約75%の小規模企業者の経営安定、そして改善のために商工会議所が行う小規模事業者に対する経営指導などの経営改善普及事業の経費としてされております。そして、地域の商工会連合が行う商工会指導事業の経費に対して、昭和36年から愛知県としてこの補助制度をされているということです。

知立市に対しても補助金を確実に執行していただき、小規模企業者も含め、地域の活性化を目指し、この中にもあります官公需発注、これも知立市の中小企業者の中から官公需ということで陳情が出されており、皆さんで採択された覚えがありますけれども、優先的に選定していただきたいという、この書かれている内容は、今の知立市の現状を見ますと必然のことと思われまます。

そして、この陳情書の中、知立市の現状、実態も書かれ、知立市の駅周辺の今後を考える今、商工業の活性化、この活力が衰退することのないようにということも書かれており、連続立体交差事業の早期推進など、この陳情、知立政策研究会といたしましては、採択したいと思えます。

○稲垣委員

陳情第36号 商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充に関する陳情書につきましては、民友クラブとしまして、採択の立場で討論させていただきます。

地域全体の商工業者による地域貢献を推進するため、そうしたための条例制定につきましては、現在、知立駅を中心とする中心市街地において行われている連続立体交差事業や知立駅周辺土地区画整備事業を初めとする都市基盤施設の整備が本格化しております。空き店舗や空き地がふえ、貸し駐車場や住宅にかわり、商店街として成り立たなくなるほど苦慮がうかがえます。

こうした個々の問題を知立市と商工会、また地域が連携し、総合的なまちづくりを早期に推進し、地域の活力を再生することが望まれます。

よって、本陳情につきましては、賛成させていただきます。

以上でございます。

○佐藤委員

私は、この陳情に、まず意見表明を行いたいと思います。

朝、提出者である新美文二氏に若干の質疑を行いました。私どもは、商工会の果たす役割、そういうことを私は否定しているわけではありません。商工会が担ってきた役割については、朝も述べたとおり、地域の健全な発展に寄与すると同時に、福祉の増進、地域の歴史と文化の発展に大変貢献をしているということで、この振興については中小企業振興条例で私どもいち早くこれ提案し、それから官公需につきましても、地元業者を回るような、そうしたことを一貫して提案をしてまいりました。

全体の願意としては、私は賛成するものであります。

しかし、3番目の、このところはどう考えても、気持ちは私はこれはわかります、気持ちは。しかし、公共調達というものは税が財源でありますので、公平・公正・透明性が担保をされなければならないというふうに思うんですね。ですから、

この点で、とりわけ商工会員だとか、地元商工会員を指名対象業者に優先的に選定すると、今の知立市内の商工業者の苦境を見れば、こうしたことを願うのは、ある意味当たり前というふうには私には思いません。

しかし、私ども議会としては、税の執行についてチェックをする立場で、その原則は税を執行する以上は特定団体を優先して、名前を挙げて、やるというのは原則に反するのではないかと、このところが一番、今議会改革の基本条例として、議会のチェック機能その他を強めようというときに、二元代表というときに、これを本当に議会が承認しているのかという、私は疑問が本当に湧くんですね。しかし、全体として、私はこの願意を受けとめたいとも思っているんですよ、正直な話。ですから、ここの3番のところは除いて、それからこの番号の項のところを繰り上げるなどして、部分採択でこれはやられたらどうかというふうには思うんです。

この問題は非常にデリケートで、問題がある項目だというふうには私は思うんですよ。

次、同じような陳情が出てきて、固有名詞でもってやってくださいというときに、やるのかということも、また問われるんですよ。そのときに、それは税の公平性やそういうことから、けしからんというふうになったときに、商工会のときは認めて、何で私たちのときは認めんたと言われたら、整合性のない話になると思うんです。

ですから、私は全体の商工会については、この知立市内において重要な役割を担ってきたし、商工振興基本条例が今議会で制定されれば、さらにその役割が大きくなるということは当然のことです。その全体の願意としては受けとめるけれども、3番については、除外をして、部分採択でやったらどうかと、こんな思いでおるわけです。

今のこの文面を残したままだと、なかなか私としては手を挙げれんのかなという気持ちでいっぱいなんです。ですから、後で、自由討論がありますけれども、皆さんの御意見をぜひ、自由討論を

させていただきたいと思っております。こんなことです。

○石川委員

第36号、市政会といたしましては、採択として、意見を述べさせていただきます。

商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援対策の拡充という陳情であります。長引くデフレ経済は、地域の中小企業に大きな打撃を与えており、急速に沈下が進んでいる現状の中で、地域活性化のため、安定的な財政支援が要望されます。こんなときこそ、商工会や行政が一体となって、支援策に積極的に取り組むことが不可欠であります。陳情書の要望に対し、重く受けとめ、特に小規模事業者には経営の難しい時代を乗り切れるよう、切に希望し、町に活気を取り戻せるよう、この陳情に対して採択といたします。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

○佐藤委員

私は、先ほど意見表明でも申しましたけれども、3番の官公需発注による商工会員を優先した受注機会の確保という点では、特定団体を挙げて、その陳情、商工会としては陳情者ですので、それは御自由な意思でやられたと思いますけど、これを議会として固有名詞を残したままやるということについては、問題があるのではないかと、私は全体としてこの願意を受けとめて、この3番を除外をした部分採択で、皆さんぜひお願いしたいなと思いますけれども、ぜひ御意見を表明していただきたいと思っております。

一応、皆さんは採択の立場で意見は表明されました。私は、この3番について問題点を指摘しているわけであって、後で議会の、一般市民の方からそしりを受けることがないような対応をせないかんじゃないかなというふうには私は思っているんです。

そんなことから、皆さんが同意できれば、3番を除く部分採択でお願いしたいなというふうには思います。皆さんの意見をぜひお聞きしたいなとい

うふうに思います。

○高木委員

私は賛成の立場で意見を述べさせていただいております。この陳情書を最初読みましたところ、まず議長のほうに提出されている文面を読みまして、えっ、知立市にこんな4万6,000人もいるのか、会員がということで、ちょっと驚いたんですね。これ、よくよく読んでみますと、これ、愛知県商工会連合会というのを出しております。これは、愛知県のほうで、愛知県の商工会というところで採択されてというか、出そうということで決まり、この要望に関しまして、市町村に対するということになっております。もちろん、私も市が、知立市が受けているわけですが、この陳情の内容は、商工会というところが自分ところの、こういう活性化、そういう組織の活性化という意味で、私はこの文面そのままではないと、この愛知県商工連合会の趣旨が損なわれるような気がしますので、このままでよいと思います。

○明石委員長

ほかにありませんか。

○石川委員

その1項目を削ってなんていうことは、なかなか陳情者との関係があって、それは無理な話だと思いますので、これはこの項目があれば、佐藤委員のほうは反対していただいても結構です。そうだと思います。

それをわざわざそれを削ってなんていうことは、陳情者があるわけですから、陳情者が了解しない限りは削るわけにはいかないと思いますので、このまま採択か、不採択かを決議していただければいいかと思います。

○稲垣委員

私、民友クラブとしまして、市政会同様、やはりこれは陳情者がこのように述べられたわけでございますので、これをさわってしまったらというふうに思います。

以上でございます。

○明石委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第36号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第36号 商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充に関する陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第37号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第37号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情書に当たり、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

陳情書にも書かれていますように、ことしの8月10日に参議院本会議で可決・成立しまして、22日に公布されております。

この3法案全ての法案の中の趣旨は同じですね、全ての子供の良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としております。子ども・子育て支援関連制度、財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における療育支援の充実を図るとされております。施設型給付、施設整備、待機児童の問題、認定こども園の問題、もう本当にたくさん問題が附帯決議とされております。

この附帯決議の多い点から見ましても、細心の配慮と十分な検討が必要とされておりますので、この陳情書、知立政策研究会としましては、採択とさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第37号につきましては、賛成の立場で討論

いたします。

平成24年8月10日、参議院本会議において子ども・子育て支援法など、子ども・子育て3法が可決・成立しました。8月22日に公布され、消費税率の引き上げが予定どおり行われれば、平成27年度から本格実施とされております。

民・自・公の3党合意により、当初内閣が提出した法案から総合こども園法案が撤回され、認定こども園改正法案に差しかえられるなど、大きく修正がありました。

また、参議院での採択においても、先ほど高木委員申されましたように、19項目もの附帯決議がつくなど、大変多くの問題を抱えております。関連法の実施を担う基礎的自治体では、平成27年度から実施に向け、条例づくりなど、膨大な事務が求められております。課題山積の見切り発車も懸念され、現場の混乱は必至であります。直接の被害は子供、その保護者に及ぶこととなります。関連法案の実施に当たっては、細心の配慮と十分な検討が必要であることは申すまでもございません。こうしたことから、陳情者の意見書の提出につきましては、賛成といたします。

以上でございます。

○石川委員

陳情第37号、子ども・子育て関連3法の実施についての陳情は、市政会を代表いたしまして、採択として意見を述べます。

参議院で19項目の附帯決議がついたことなど、今後の検討が行われることもあって、経過、状況を見る必要があるところでありますが、現在、政権がどこに委ねられるのか、不明な点もあります。ありますが、関係者や自治体の意見をよく聞く必要があることで採択といたします。

○明石委員長

ほかに意見はありますか。

○佐藤委員

私は、この陳情に賛成の立場で意見表明をさせていただきます。

この陳情については、同趣旨の子ども・子育て関連3法案というものについては、私どもの会派

は、一般質問等を含めて、何度も警鐘を鳴らしてまいりました。また、そんなことを含めて、知立市議会もこれらの問題点を指摘しつつ、反対の意見書を国に出したところであります。

しかし、今回、これが消費税の増税法案、本格実施、やられれば、予定どおり2015年からですか、実施をされると、先ほど稲垣委員が言ったように、それに向けての膨大な事務、それはそれぞれの立場から11項目もの附帯決議がつきまして、現行の保育サービスがこの制度、この法案に基づいてやられたら維持できないということが党派を超えて、これが明らかになり、19項目もの附帯決議がついたわけですね。

そんなことから、一つはやっぱり、この陳情者が言うように、拙速に進めないことは当然であります。それから、もう一つは、財源保障が、実際にどうなっていくかということは、これもわかりません。それぞれ認定を受けて、認定に応じた時間区分でのサービスと、延長を望めば加算がついて、負担がふえる問題等を含めて、現行よりも大きく後退することも財政的支援がなければ、あり得る話ということになるかというふうに思うんですね。

そんなことを含めても、国政レベル、保育者のレベルではこうした問題がいろいろ議論されていますけれども、実際に子供たちを預かっているお母さんレベルでは、まだまだこの内容についても、どうなっていくかについてもわからないような状況ですよ。そんなことを思うと、この陳情趣旨に賛成をするものであります。

よって、採択でお願いしたいということであります。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第37号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、陳情第37号「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第38号 愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続・拡充する意見書の提出を求める陳情の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第38号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

愛知県のホームページに第三子保育料無料化事業補助金の見直しが掲載されています。その中には、保護者が支払われる保育料の金額や、保育料免除の実施内容、保育の実施主体である市町村において国が定めた基準等を勘案して、それぞれ決定しているということです。

こうした中、愛知県では、満18歳未満の児童を3人以上養育、監護している世帯の第三子以降の保育料を3歳到達年度まで無料としている、それに対して補助することが平成19年度から実施されておりますけど、平成25年度からは所得階層ごとに、この事業を3段階に分割し、無料、半額、対象外に設定し、そんなふうに補助を行うようなような変更が書かれておりました。

知立市では、今、第三子の保育料は無料であります。県から2分の1の補助をいただいておりますけれども、今年度当初予算で950万となっておりますけれども、これが変わってきますと、知立市の負担が、もしもこの無料という制度を知立市が継続しようというならば、負担がふえるわけですね。子育て日本一にふさわしい、この地である知立市としては、第三子保育料無料は継続しなければいけない、市独自の計画であるように思います。幼い子供を持つ世代の収入は低く、非正規雇用で不安な場合も多いと思われまます。これは少子化の一つ

の原因でもありますので、子育て支援対策であるこの第三子無料化を継続していただきたいと思えます。

保護者の負担がかさむことのないように、陳情者の言います第三子保育料無料化に対する補助金の継続と拡充の意見書、採択の立場から、知立政策研究会として意見を述べさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第38号につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

愛知県では、2007年10月より単独事業として18歳未満の子供を3人以上養育する世帯を対象に、3人目以降の子供の保育料を満3歳になる月まで無料にしており、政令市の名古屋市を除く市町村に対し、減額した保育料の2分の1を補助するものであります。

しかし、突如、2012年度から廃止を市町村に通知しました。このことは、少子化対策の流れに全く逆行するものであります。

よって、引き続き、愛知県知事に対し、第三子保育料無料化事業費補助金の継続・拡充する意見書の提出を求める陳情書につきましては、賛成させていただきます。

以上でございます。

○石川委員

陳情第38号、愛知県の第3子保育料無料化事業について、市政会を代表いたしまして、採択として意見を述べさせていただきます。

県の財政の厳しい中での補助事業であります。財政的な面を考えるとときには、所得制限の導入もやむを得ないとも考えられますが、少子、子育ての面を考えたとき、3人以上の養育には強い支援が必要と考え、採択といたします。

○佐藤委員

この陳情については、共産党として賛成の意見表明をしたいと思えます。

この制度は、2007年10月から愛知県は世帯18歳未満の子供が3人以上いる場合、3歳未満の第三子以降の子供について、保育料を無料にする補助制度をスタートさせました。

そして、そうした県制度ができて、知立市も1年おくれてそうした制度をスタートさせてきたわけです。今、石川委員ですか、3人目の子供がいる世帯は当然だと、少子化の問題を考えると、そうしたことは、石川委員と私も認識を共有するわけですけど、そんな中であって、県はいろいろ事情があろうかと思えますけれども、5年余りです、これから手を引いていくと。そして所得制限を導入し、保育料の税5階層から税9階層は2分の1に、税10階層以上は、除外をすると、こうした形でやられました。

今議会で、私どもの会派の中島議員が本会議の一般質問でこの問題を取り上げまして、林市長は、県がそのようなことになっても、引き続きこの制度はいい制度だということ、表明されましたけれども、しかしながら、市も鉄道高架事業などを抱えて、大変な中であって、県も大変かもしれんけれども、市も大変と、県も苦しいかもしれんけれども、少子化問題に先進的に取り組んでいるという、一つの大きな姿勢を象徴するのがこの制度が一つのものだということを認識しまして、苦しい中であって、ぜひ存続をしていただきますよう、私は切に願うものであります。

よって、この陳情には賛成をするものであります。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。

それでは、これより採決します。

陳情第38号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、陳情第38号 愛知県第3子保育料無料化事業費補助金を継続・拡充する意見書の提出を求める陳情の件は、採決すべきものと決定しました。

陳情第39号 福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第39号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

保育所、高齢者施設、障がい児・障がい者施設、児童養護施設など、社会福祉施設や社会福祉の事業で働く職員は、政権が約束した介護職員の報酬4万円賃上げには全く至っていません。保育所では、子ども・子育て関連3法の審議中、保育士の処遇の低さが大変大きな問題となりました。福祉・保育の労働者の賃金のアップが確保できれば、福祉に携わる若者はきっと多くなると思われます。人材不足を解消できるように思えます。

知立政策研究会は、この陳情に賛成したいと思います。

○稲垣委員

陳情第39号 福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情につきましては、民友クラブとしまして、採択の立場で討論させていただきます。

保育園、障がい者施設、高齢者施設など、子供やお年寄り、障がい者などを支える福祉施設の重要性が高まるとともに、施設の増設も急がれております。そして、福祉を支える労働者の確保と定着が強く求められており、福祉は憲法第25条に基づく国民の権利として保障され、誰もが安心して生きていけるよう、さらに充実すべきであります。

また、その権利の直接の担い手である福祉・保育労働者が生き生きと働き続けられるよう、国の責任において賃金、労働条件の改善が必要であると考えます。

よって、本陳情につきましては、賛成させていただきます。

以上でございます。

○石川委員

市政会を代表いたしまして、採択ということで意見を述べたいと思います。

社会福祉にかかわる政策は、権利のみを主張するのでなく、自助・共助をわきまえながら国の借金が1,000兆円を超えるというときに、高福祉、高負担を選択するのか、慎重に考えなくてはいけないときであると考えますが、急速に進む少子・高齢化に対して、その施設の充足、人材確保は必要不可欠であることを考慮し、当陳情は採択いたします。

○池田福子委員

陳情第39号 福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情書に対して、日本共産党として賛成の立場で意見表明させていただきます。

福祉の現場は常に人材不足、なぜでしょうかと、せつかく資格を取得して、夢と希望とやる気を持って働き始めましても、理想と現実のギャップに絶望して離職していく事例が多いと言われます。

福祉は、相手が人なので、実際に収入の割には責任が非常に重いということも言えると思います。また、一度離職しますと、資格を持っていたとしても、その職種に戻ることは少ないそうです。端的に言えば、懲りてしまったということではないかと思います。常に人材不足でありながら、人材の確保と定着に努力してきたとは思えません。処遇を安定化させ、将来に向けて昇給も確保し、日常生活への不安感を払拭させるべきだと思います。

職務の内容は人に接すること、殊のほか福祉・保育は接する側の職員が心理的に安定していることが重要であります。不安・不満な気持ちでは、相手にもそれが伝わり、よい影響があるとは思えません。

介護・保育、その他するほうも、されるほうも安心・安定な心理状態であって初めて成り立つものと思われまます。

以上の理由から、この陳情書に対して賛成の立場とさせていただきます。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第39号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、陳情第39号 福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたに伴い、意見書の案文についての御協議を願います。

陳情第21号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第37号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定し

ました。

陳情第38号 愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続・拡充する意見書の提出を求める陳情の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第39号 福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案につきましては、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で本委員会に付託された案件の議案第58号を除く案件の審査は終了しました。

なお、議案第58号の討論・採決につきましては、会期中に委員会を開催して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

それでは、ここでしばらく休憩をとって日程調

整を行います。

理事者の出席を必要としますか、しませんか。

出席は要らないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

では、理事者の出席はなしということで進めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後5時54分

再開 午後6時19分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次回市民福祉委員会を平成24年12月19日水曜日、午前8時半より開催いたしますのでよろしくお願ひします。

本日はこれで散会します。

午後6時20分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長